

第194回 定時株主総会 招集ご通知

平成27年4月1日～平成28年3月31日

日時

平成28年6月27日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階「コンベンションホール」

開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場略図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

議決権行使期限

株主総会当日にご出席おさしつかえの場合は、郵送またはインターネットにより、**平成28年6月24日（金曜日）午後5時までに**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

Contents

■ 第194回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 株式併合の件	
第3号議案 定款一部変更の件	
第4号議案 取締役12名選任の件	
第5号議案 監査役2名選任の件	
第6号議案 補欠監査役1名選任の件	
第7号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬制度導入の件	
(添付書類)	
■ 事業報告	25
■ 連結計算書類等	51
■ 監査報告書	55

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素よりひとかたならぬご支援お引き立てを賜り、心より厚く御礼を申しあげます。

さて、当社第194回定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますよう、ご通知申しあげます。

平成28年6月3日

(証券コード 5801)

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

古河電気工業株式会社

取締役社長 **紫田光義**



第194回定時株主総会招集ご通知

1. 日 時 平成28年6月27日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階「コンベンションホール」
開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場略図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

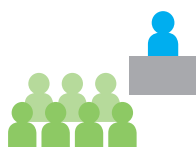
3. 目的事項

- | | | |
|------|-------|---|
| 報告事項 | 第1号 | 第194期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件 |
| | 第2号 | 第194期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| | 第2号議案 | 株式併合の件 |
| | 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| | 第4号議案 | 取締役12名選任の件 |
| | 第5号議案 | 監査役2名選任の件 |
| | 第6号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| | 第7号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける方



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時 平成28年6月27日(月曜日)午前10時

株主総会にご出席いただけない方 「郵送」または「インターネット」で事前に議決権を行使いただくことができます。

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使期限 平成28年6月24日(金曜日)午後5時(必着)

または

インターネット



【議決権行使ウェブサイト】<http://www.it-soukai.com/>にて各議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

議決権行使期限 平成28年6月24日(金曜日)午後5時

▶インターネットによる議決権行使につきましては、3ページ記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

ご注意

議決権行使書用紙およびインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

5. その他

- (1) 本招集ご通知に際して株主の皆様にご提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第34条に基づき、当社ホームページに掲載をさせていただいております。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合、当社ホームページにおいて、その内容をご通知いたします。

当社ホームページ <http://www.furukawa.co.jp/>

以上

【ご案内】

1. インターネットによる議決権行使のご案内

- (1) 書面による議決権行使に代えて、指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は平成28年6月24日(金曜日)午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書用紙およびインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、議決権を行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. 単元未満株式の買取・買増制度について

単元未満株式を保有する株主様には、当社に対しその単元未満株式の数と併せて1単元になる数の株式を買増請求する「買増制度」および当社への買取を請求する「買取制度」がございます。買増および買取の価格は、市場価格となります。

当社では、第2号議案に記載のとおり、本株主総会の決議により、本年10月1日付で当社普通株式に関し10株につき1株の割合での株式併合を行うことを予定しております。これにより、1株未満の端数が生じる場合がございますが、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買増または買取をご請求頂くことにより、端数を生じないようにすることも可能です。

単元未満株式の買増・買取のお申出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、下記3の株主名簿管理人までお問い合わせください。

3. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** までお問い合わせください。

[お問い合わせ先]

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、資本効率を重視した経営を目指し、成長戦略投資や次世代新事業育成、財務体質の改善ならびに株主還元のバランスをとることを、資本政策の基本的な方針としています。

この基本方針のもと、平成28年度から開始した新中期経営計画「*Furukawa G Plan 2020*」においては、当社グループの持続的成長を支える注力事業分野（インフラ/自動車市場）での利益拡大および新事業創出のための設備投資・研究開発に対して優先的に経営資源を振り向け、当社グループの収益力を強化するとともに、財務体質の改善を図ってまいります。株主還元については、安定配当の継続を経営の最重要事項の一つと位置づけております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および連結有利子負債残高削減の進捗などを勘案し、株主の皆様への利益還元を増やすべく、昨年比1円増配の1株につき4円とさせていただきます。

- (1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金4円 総額2,824,826,088円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月28日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社に対し、平成30年10月1日までに、その普通株式の売買単位を100株にすることを求めています。

これに従い、当社普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するため、国内上場会社が定める単元株式数を売買単位とする旨を定める東京証券取引所の規程に基づき、単元株式数の変更を第3号議案において提案するとともに、単元株式数の変更後においても、当社株式の売買単位当たりの価格水準を証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）とするため、普通株式の併合を行いたいと存じます。

2. 併合する株式の種類

当社普通株式

3. 株式併合の割合

当社普通株式につき、10株を1株の割合で併合いたします。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めにより、一括して処分し、その処分代金を、端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

4. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

5. 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

2億5千万株

6. その他

- (1) 端数株式の処分方法など、その他必要事項につきましては、当社取締役会にご一任願

たいと存じます。

- (2) 株式併合により、当社の発行済株式総数は併合前の10分の1となりますが、その前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動などの他の要因を除けば、株主様が所有する当社株式の資産価値に変動はございません。
- (3) 本議案による株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件に効力を生じるものといたします。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

以下の各理由により、当社定款のうち、次に記載する項目を変更するものであります。

- ① 第6条 発行可能株式総数 および 第8条 単元株式数
東京証券取引所における当社普通株式の売買単位の変更を目的に、現行定款第8条に規定する単元株式数を現行の1,000株から100株とする旨の変更を行うものです。また、現行定款第6条に規定する発行可能株式総数を2億5千万株とする旨の変更を行います。これらの変更の効力は、第2号議案「株式併合の件」が承認され、その効力が発生することを条件といたします。なお、これらの変更の効力が、第2号議案にかかる株式併合の効力発生日と同日付で生じるものとする旨の附則を設けます。
- ② 第3章 優先株式 および 第4章 劣後株式
当社は優先株式および劣後株式を現在発行しておらず、また現時点において発行する予定もないことから、現行定款第6条において規定する優先株式および劣後株式の発行可能株式総数に関する規定を削除いたします。これに伴い、現行定款第8条における優先株式および劣後株式についての単元株式数の規定ならびに優先株式および劣後株式の内容について規定する現行定款第3章および第4章（第11条乃至第28条）を削除するとともに、種類株主総会について規定する現行定款第38条を削除いたします。
- ③ 第37条 買収防衛策
現在当社が導入している「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下、「買収防衛策」といいます。）は、本総会終結の時をもってその有効期間が満了いたします。当社では、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けてコーポレートガバナンスのあり方に関し議論を重ねる中、現時点においては買収防衛策の意義が低下したものと判断し、本年5月11日の取締役会において、本総会では買収防衛策を更新せず廃止する旨を決議いたしましたので、現行定款第37条を削除するものです。
- ④ 第43条 代表取締役
社長の選任につき、取締役会に幅広い裁量を与え、当社における最適な経営体制構築のための機動性を確保するべく、取締役でない社長の選任を可能とするために、現行定款第43条第1項後段および第2項を削除するものです。これに伴い、現行定款第32条において規定する株主総会の招集者および現行定款第33条において規定する株主総会の議長につき、取締役会があらかじめ定めた取締役とし、また現行定款第44条において規定する取締役会の招集者につき、取締役の互選により定めた取締役とする旨の変更を行うものです。なお、株主総会の議長については、変更後定款第13条において株主総会の招集者とあわせて規定しますので、これを定めている現行定款第33条を削除いたします。
- ⑤ その他、欠番である現行定款第30条を削除するとともに、上記①乃至④の変更に伴う章数および条数の繰上げを行うほか、文言の整理を行うものです。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (条文記載省略)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>25億9千6百万株とし、このうち25億株は普通株式、5千万株は優先株式、4千6百万株は劣後株式とする。</u></p> <p>第7条 (条文記載省略) (単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式、優先株式および劣後株式の単元株式数は、<u>1,000株とする。</u></p> <p>第9条 (条文記載省略)</p> <p>第10条</p> <p>第3章 優先株式 (優先配当金)</p> <p>第11条 当社は、第56条に基づく剰余金の配当を行うときは、<u>優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)ならびに劣後株式を有する株主(以下「劣後株主」という。)または劣後株式の登録株式質権者(以下「劣後登録株式質権者」という。)に先立ち、1株につき年100円を限度として、当該優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。</u></p> <p>2. ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当を行わない。</p> <p>(優先中間配当)</p> <p>第12条 当社は、<u>優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条に定める額の2分の1を上限として、第57条に定める中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>第13条 <u>優先配当金の支払について、第58条の規定を準用する。</u></p> <p>(優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>第14条 当社の残余財産を分配するときは、<u>優先株主または優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者ならびに劣後株主または劣後登録株式</u></p>	<p>第1章 総則 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億5千万株とする。</u></p> <p>第7条 (現行どおり) (単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u></p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>第10条 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>質権者に先立ち、優先株式1株につき優先株式1株の発行価額相当額を支払う。</p> <p>2. 前項のほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては、残余財産の分配は行わない。</p>	
<p>(優先株式の消却)</p> <p>第15条 当社は、いつでも優先株式を買受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</p>	(削除)
<p>(優先株式の取得)</p> <p>第16条 当社は、法令に別段の定めある場合を除き、優先株式の発行後いつでも、残存する優先株式の全部または一部を、その発行に際して取締役会の決議で定める時期および価額その他の条件により取得することができる。ただし、残存する優先株式の一部を取得するときは、抽選その他の方法に従う。</p>	(削除)
<p>(優先株主の議決権)</p> <p>第17条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>	(削除)
<p>(優先株式の取得請求権)</p> <p>第18条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める優先株式の取得を請求することができる期間（以下本章において「取得請求期間」という。）中、当社が当該優先株式を取得すると引換えに当該決議で定める条件により、普通株式を交付することを請求することができる。</p>	(削除)
<p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第19条 当社は、前条の取得請求期間中に取得請求のなかった優先株式を同期間の末日の翌日（以下本章において「一斉取得基準日」という。）をもって取得し、優先株式1株の発行価額相当額を一斉取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算にあたっては、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>2. 前項において、当該平均値が、優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限価額を上回るときは、優先株式1株の発行価額相当額を当該上限価額で除して得られる数の普通株式を交付し、当該取締役会の決議で定める下限価額を下回るときは、優先株式1株の発行価額相当額を当該下限価額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>3. 前2項の普通株式数数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第235条に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</p> <p>第4章 劣後株式</p>	(削除)
<p>(劣後配当金)</p> <p>第20条 当社は、普通株主または普通登録株</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>式質権者に対する第56条に基づく剰余金の配当の額が1株につき年10円以下の場合、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができない。</p> <p>2. 当社は、普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当の額が1株につき年10円を超える場合は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、1株につき年200円を限度として、劣後株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「劣後配当金」という。）を行う。</p> <p>(劣後中間配当)</p>	
<p>第21条 当社は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、第57条に定める中間配当を行わない。</p> <p>(劣後配当金の除斥期間)</p>	(削除)
<p>第22条 劣後配当金の支払について、第58条の規定を準用する。</p> <p>(劣後株主に対する残余財産の分配)</p>	(削除)
<p>第23条 当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に対して、劣後株主または劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき劣後株式1株の発行価額相当額を支払う。普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配した後に残余財産があるときは、劣後株主または劣後登録株式質権者に対して、劣後株式1株につき劣後株式1株の発行価額相当額を支払い、さらに残余財産があるときは、全額を普通株主または普通登録株式質権者に対して支払う。</p> <p>(劣後株式の消却)</p>	(削除)
<p>第24条 当社は、いつでも劣後株式を買受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。</p> <p>(劣後株式の取得)</p>	(削除)
<p>第25条 当社は、法令に別段の定めある場合を除き、劣後株式の発行後いつでも、残存する劣後株式の全部または一部を、その発行に際して取締役会の決議で定める時期および価額その他の条件により取得することができる。ただし、残存する劣後株式の一部を取得するときは、抽選その他の方法に従う。</p> <p>(劣後株主の議決権)</p>	(削除)
<p>第26条 劣後株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(劣後株式の取得請求権)</p>	(削除)
<p>第27条 劣後株主は、発行に際して取締役会の決議で定める劣後株式の取得を請求することができる期間（以下本章において「取得請求期間」という。）中、当社が当該劣後株式を取得するのと引換えに当該決議で定める条件により普通株式を交付することを請求することができる。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(劣後株式の一斉取得)</p> <p>第28条 当社は、前条の取得請求期間中に取得請求のなかった劣後株式を同期間の末日の翌日（以下本章において「一斉取得基準日」という。）をもって取得し、劣後株式1株の発行価額相当額を一斉取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>2. 前項において、当該平均値が、劣後株式発行に際して取締役会の決議で定める上限価額を上回るときは、劣後株式1株の発行価額相当額を当該上限価額で除して得られる数の普通株式を交付し、当該取締役会の決議で定める下限価額を下回るときは、劣後株式1株の発行価額相当額を当該下限価額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>3. 前2項の普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第235条に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第5章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第29条 (条文記載省略)</p>	<p>第11条 (現行どおり)</p>
<p>(開催場所)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第30条 (削除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条 (条文記載省略)</p>	<p>第12条 (現行どおり)</p>
<p>(招集者)</p>	<p>(招集者および議長)</p>
<p>第32条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。</p>	<p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p>
<p>2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p>	<p>2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p>
<p>(議長)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条</p>	<p>第14条</p>
<p>(条文記載省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第36条</p>	<p>第16条</p>
<p>(買収防衛策の導入等)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第37条 株主総会は、当社株式の大規模買付行為への対応策(以下「買収防衛策」という。)の導入、変更または廃止を決議することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2. 前項に定める買収防衛策とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みとして、事前に定める一定の手続きおよび基準等をいう。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(種類株主総会)	
第38条 第32条から第34条および第36条の規定は、 <u>種類株主総会にこれを準用する。</u>	(削除)
2. 第31条の規定は、 <u>定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u>	
第6章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第39条 ┌ └ (条文記載省略)	第17条 ┌ └ (現行どおり)
第42条 (代表取締役)	第20条 (代表取締役)
第43条 取締役会は、その決議によって会社を代表すべき取締役を選定するものとし、 <u>そのうち1名を取締役社長とする。</u>	第21条 取締役会は、その決議によって <u>当会社</u> を代表すべき取締役を選定するものとする。
2. <u>取締役会は、その決議によって取締役中より取締役社長1名を選定し、取締役会長1名を選定することができる。</u>	(削除)
(取締役会の招集者および議長)	(取締役会の招集者および議長)
第44条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役社長これを招集する。</u> ただし、 <u>取締役会長ある場合は、取締役会長がこれにあたる。</u>	第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役の互選により定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u>
2. <u>取締役会長または取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u>	2. <u>前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u>
3. <u>取締役会は、その議長を取締役の互選により選定する。</u>	(削除)
第45条 ┌ └ (条文記載省略)	第23条 ┌ └ (現行どおり)
第47条 第7章 監査役および監査役会	第25条 第5章 監査役および監査役会
第48条 ┌ └ (条文記載省略)	第26条 ┌ └ (現行どおり)
第54条 第8章 計算	第32条 第6章 計算
第55条 ┌ └ (条文記載省略)	第33条 ┌ └ (現行どおり)
第58条 (新設)	第36条 附則 <u>当会社第194回定時株主総会の第2号議案にかかる株式の併合の効力が発生する平成28年10月1日までは、第6条において定める当会社の発行可能株式総数は「25億株」とし、また第8条において定める当会社の株式の単元株式数は「1,000株」とする。なお、本附則は、当該株式の併合の効力が発生する平成28年10月1日をもって削除されるものとする。</u>

第4号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名		当社における地位および担当
1	吉田 政雄	再任	取締役会長
2	柴田 光義	再任	代表取締役社長
3	藤田 純孝	再任	社外取締役候補者 独立役員候補者 社外取締役
4	相馬 信義	再任	社外取締役候補者 社外取締役
5	塚本 修	再任	社外取締役候補者 独立役員候補者 社外取締役
6	寺谷 達夫	再任	社外取締役候補者 社外取締役
7	中本 晃	新任	社外取締役候補者 独立役員候補者 —
8	小塚 崇光	再任	代表取締役兼執行役員専務 自動車部品事業部門長
9	小林 敬一	再任	代表取締役兼執行役員専務 グローバルマーケティングセールス部門長
10	天野 望	再任	取締役兼執行役員常務 総務・CSR本部長
11	木村 隆秀	再任	取締役兼執行役員常務 戦略本部長
12	荻原 弘之	再任	取締役兼執行役員常務 財務・調達本部長 兼 グループ・グローバル経営推進本部長

各取締役候補者は、委員の過半数を社外取締役に構成する指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

社外取締役にについては、様々な視点・角度からの取締役会議論への参加を期待し、企業経営や行政の経験者、技術に精通したエンジニア、法律や会計等の専門家など、知見や経歴を異にする人材をバランスよく選定することを方針としております。本議案においては、取締役会の監督機能を強化するべく、社外取締役に1名増員し、合計5名とすることを提案しております。

また、業務執行取締役候補の指名を行うに当たっては、国内外に多くの関係会社を擁し、事業分野も非常に幅広く多岐に亘る当社グループの特徴を踏まえ、当社グループの企業価値の向上に資するために、その時々においてそれぞれの役職に必要なとされる能力、知識、経験等を有していると認められる人材を選定することを方針としております。平成28年度を初年度とする新たな中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」においては、インフラ/自動車市場を重点分野とするとともに、グローバル市場での拡販促進による事業拡大を計画しております。各候補者は、新中期経営計画の重要施策の遂行や、これを支えるコーポレートガバナンスの充実の任に当たるものであり、取締役会における経営・事業戦略上の重要事項の審議充実へ資することに期待して、選定されております。

各候補者の略歴ならびに指名の理由につきましては、次ページ以降を参照ください。



候補者番号 1

 よしだ まさお
吉田 政雄 (昭和24年2月5日生)

 所有する当社株式の数
 普通株式 65,000株

再任

取締役会出席

21/21回 (100%)

■ 略歴、地位および担当

昭和47年 4月	当社入社	平成17年 6月	当社常務取締役兼執行役員常務、CMO
平成14年 6月	当社取締役経理部長	平成18年 6月	当社専務取締役兼執行役員専務、CMO兼エネルギー・産業機材カンパニー長
平成15年 6月	当社執行役員常務、 経理部長兼経営企画室長	平成20年 6月	当社代表取締役社長、COO
平成16年 1月	当社執行役員常務、 経営企画室長	平成21年 6月	当社代表取締役社長
同 年 4月	当社執行役員常務、 CFO兼経営企画室長	平成24年 4月	当社代表取締役会長
同 年 6月	当社常務取締役兼執行役員常務、 CFO兼経営企画室長	平成28年 4月	当社取締役会長 (現在に至る)
同 年 11月	当社常務取締役兼執行役員常務、 CFO		

■ 重要な兼職の状況：古河機械金属(株)社外取締役、JFEホールディングス(株)社外取締役

取締役候補者とする理由

吉田政雄氏は、代表取締役社長、同会長を歴任しており、当社グループの経営ならびに事業に精通しているほか、企業経営全般についても豊富な知見を有しております。また、指名・報酬委員会の設置など、近年の当社コーポレートガバナンスの強化にも積極的に取り組んでおり、本年4月以降は、代表権のない取締役会長として、非執行の立場から社長以下の経営陣による業務執行の監督に当たっております。今後も取締役会長として、コーポレートガバナンスの一層の充実を図る任に当たるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 2

 しばた みつよし
柴田 光義 (昭和28年11月5日生)

 所有する当社株式の数
 普通株式 57,000株

再任

取締役会出席

21/21回 (100%)

■ 略歴、地位および担当

昭和52年 4月	当社入社	平成24年 4月	当社代表取締役社長
平成20年 6月	当社執行役員、経営企画室長	平成25年11月	当社代表取締役社長兼グループ・グローバル経営推進本部長
平成21年 1月	当社執行役員、金属カンパニー副カンパニー長	平成28年 4月	当社代表取締役社長 (現在に至る)
同 年 6月	当社執行役員常務、金属カンパニー長		
平成22年 6月	当社取締役兼執行役員常務、 金属カンパニー長		

取締役候補者とする理由

柴田光義氏は、代表取締役社長として、前・中期経営計画「Furukawa G Plan 2015」のもと、グループ・グローバル経営の推進、不振事業における構造改革の断行など、同計画に沿った各種施策を実行してまいりました。また、一昨年の日光事業所での雪害による銅条製造工程の一部停止に際しても、顧客との取引関係維持を含めて陣頭指揮をとり、早期の復旧を成し遂げました。前計画で実施した施策の成果を新しい中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」に確実に繋ぎ、当社グループのさらなる成長・発展を牽引するため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 3

ふじた すみたか
藤田 純孝

(昭和17年12月24日生)

所有する当社株式の数
普通株式 34,000株

再任

社外取締役
候補者

独立役員候補者

取締役会出席

21/21回 (100%)

■ 略歴、地位および担当

昭和40年 4月	伊藤忠商事(株)入社	平成15年 4月	同社代表取締役副社長、 社長補佐、職能管掌兼チーフ ファイナンシャルオフィサー兼チ ーフコンプライアンスオフィサー
平成 7年 6月	同社取締役業務部長		
平成 9年 4月	同社常務取締役、経営企画 担当役員補佐		
平成10年 4月	同社代表取締役常務取締役、 経営企画担当役員	平成18年 4月	同社代表取締役副会長、社長補佐
同 年 7月	同社代表取締役常務取締役、 財務・経理担当役員	同 年 6月	同社取締役副会長、社長補佐
平成11年 4月	同社代表取締役専務取締役、 チーフファイナンシャルオフィサー	平成20年 6月	同社相談役
平成13年 4月	同社代表取締役副社長、 チーフファイナンシャルオフィサー兼 経営企画・財務・経理・審査担当役員	同 年 同月	当社社外取締役 (現在に至る)
		平成23年 7月	伊藤忠商事(株)理事 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況：伊藤忠商事(株)理事、オリンパス(株)社外取締役

社外取締役候補者とする理由

藤田純孝氏は、大手総合商社の経営者、殊にCFO（最高財務責任者）としての、豊富な経験と知識を有することに加え、コーポレートガバナンスに関しても造詣が深く、当社の独立社外取締役として、取締役会や指名・報酬委員会において積極的な発言を行い、当社のコーポレートガバナンスの水準向上に大いに寄与されてきました。コーポレートガバナンスの更なる強化やグループ・グローバル経営の一層の促進に、従来にもまして貢献いただくことを期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 4

そうま のぶよし
相馬 信義

(昭和20年1月16日生)

所有する当社株式の数
普通株式 16,000株

再任

社外取締役
候補者

取締役会出席

21/21回 (100%)

■ 略歴、地位および担当

昭和42年 4月	古河鉱業(株)入社 (現 古河機械金属(株))	平成16年 6月	同社常務執行役員、PORT KEMBLA COPPER PTY. LTD.専務取締役
平成11年 6月	同社執行役員、建機本部長		
平成13年 4月	同社執行役員、PORT KEMBLA COPPER PTY. LTD.取締役	平成17年 6月	同社常務執行役員、PORT KEMBLA COPPER PTY. LTD.代表取締役社長
同 年 6月	同社上級執行役員、PORT KEMBLA COPPER PTY. LTD.常務取締役	平成18年 6月	同社常務取締役、古河ケミ カルズ(株)代表取締役社長
平成14年 6月	同社上級執行役員、PORT KEMBLA COPPER PTY. LTD.専務取締役	平成19年 6月	同社代表取締役社長
		平成25年 6月	同社代表取締役会長 (現在に至る)
		同 年 同月	当社社外取締役 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況：古河機械金属(株)代表取締役会長

社外取締役候補者とする理由

相馬信義氏は、当社グループの事業に隣接した領域等で事業を営むメーカーの経営者としての豊富な経験・知識に基づき、取締役会や指名・報酬委員会において、グローバルな事業展開や人材育成のあり方等に関し有益な提言をされてきました。グループ・グローバル経営のさらなる強化を図るうえで、引き続き有益な助言、提言をいただくことに期待して、社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 **5** **塚本** **修** (昭和28年6月11日生)

所有する当社株式の数
普通株式 2,000株

■ 略歴、地位および担当

昭和52年 4月	通商産業省入省 (現 経済産業省)	平成22年 7月	同省退官
平成15年 7月	同省大臣官房審議官 (地域経済産業グループ・資源エネルギー庁担当)	同 年 10月	学校法人東京理科大学特命教授
		同 年 同月	当社非常勤顧問
		平成25年 6月	当社社外取締役 (現在に至る)
平成16年 6月	同省製造産業局次長	平成26年 3月	学校法人東京理科大学特命教授退任
平成18年 7月	同省大臣官房技術総括審議官	同 年 6月	一般財団法人石炭エネルギーセンター理事長
平成20年 7月	同省関東経済産業局長		
平成21年 7月	同省地域経済産業審議官		(現在に至る)

■ 重要な兼職の状況：一般財団法人石炭エネルギーセンター理事長

再任 社外取締役候補者
独立役員候補者

取締役会出席
21/21回 (100%)

社外取締役候補者とする理由

塚本修氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、経済産業省において永年にわたり産業政策に関与してきた経験や幅広い知識に基づき、取締役会等の場において、研究開発および新事業の方向性に関する提言や行政による助成措置に関する助言などをされてきました。新技術の開発や新事業の育成が急務である当社グループにとって、今後もそうした提言・助言は極めて有益であることに加え、新中期経営計画の進捗等に関する監督的役割に期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 **6** **寺谷** **達夫** (昭和23年11月2日生)

所有する当社株式の数
普通株式 8,000株

■ 略歴、地位および担当

昭和49年 4月	トヨタ自動車工業(株)入社 (現 トヨタ自動車(株))	平成19年 4月	同職のまま名古屋大学大学院工学研究科講師 (現在に至る)
平成 4年 1月	同社ボデー設計部次長		
平成10年 1月	同社第1電子技術部主査	平成24年12月	トヨタ自動車(株)退職
平成11年 1月	同社技術企画部主査	平成27年 6月	当社社外取締役 (現在に至る)
平成16年 1月	同社第2電子開発部主査		

再任 社外取締役候補者

取締役会出席
15/15回 (100%)

社外取締役候補者とする理由

寺谷達夫氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、永年にわたり大手自動車メーカーでカーエレクトロニクス関連の設計開発に従事されてきたことから、その経験に裏打ちされた高度な知見を有しております。当社グループが重点分野としている自動車関連事業の拡大・強化に関し、技術・市場分析や顧客の観点からのものを含めた、有益な助言・提言をいただくことを期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 7

なかもと
中本あきら
晃 (昭和20年11月25日生)所有する当社株式の数
0株

新任

社外取締役
候補者

独立役員候補者

取締役会出席

■ 略歴、地位および担当

昭和44年 4月	(株)島津製作所入社	平成21年 6月	同社代表取締役社長
平成13年 6月	同社取締役、 分析機器事業部長	平成27年 6月	同社代表取締役会長 (現在に至る)
平成17年 6月	同社常務取締役、 分析計測事業部長		
平成19年 6月	同社専務取締役、 社長補佐 リスクマネジメ ント、広報、経理、法務担 当		

■ 重要な兼職の状況：(株)島津製作所代表取締役会長

社外取締役候補者とする理由

中本晃氏は、大手精密機器メーカーの代表取締役社長、同会長を歴任し、技術開発力に定評のある同社においてエンジニア出身の経営者としての豊富な知識・経験を有しております。同じB to B企業であり、技術に立脚した事業の更なる展開を目指す当社グループの経営に関する有益な助言・提言を期待するとともに、取締役会の監督機能の更なる強化を図るうえでも適任であることから、新たに社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 8

こづか
小塚たかみつ
崇光 (昭和33年2月17日生)所有する当社株式の数
普通株式 24,000株

再任

取締役会出席

20/21回 (95.2%)

■ 略歴、地位および担当

昭和57年 4月	当社入社	平成25年 4月	当社執行役員、自動車部品 事業部門長
平成19年 2月	当社電装・エレクトロニク スカンパニー自動車部品事 業部三重電装工場長	平成26年 4月	当社執行役員常務、自動車 部品事業部門長
同 年 10月	古河AS(株)生産本部機能製品部長	同 年 6月	当社取締役兼執行役員常務、 自動車部品事業部門長
平成20年 6月	同社取締役兼執行役員	平成28年 4月	当社代表取締役兼執行役員 専務、自動車部品事業部門 長 (現在に至る)
平成22年 6月	同社常務取締役兼執行役員		
平成23年 6月	同社専務取締役兼執行役員		
平成24年 4月	当社執行役員、電装・エレ クトロニクスカンパニー自 動車部品事業部長		

取締役候補者とする理由

小塚崇光氏は、グローバルに事業を展開している自動車部品事業部門の責任者としての経験等を通じ、国内外における事業運営や事業拡大に関して、豊富な知識・経験を有しております。同氏は、新中期経営計画の重点分野である自動車関連事業の中核を担う自動車部品事業部門の部門長として、今後も当該事業の拡大・発展を促進する任に当たることに加え、事業運営の責任者として取締役に参加し、事業戦略などの活発な議論に資することを期待して、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 **9** **小林 敬一** (昭和34年6月24日生)

所有する当社株式の数
普通株式 15,000株

■ 略歴、地位および担当

昭和60年 4月	当社入社	平成27年 4月	当社執行役員常務、自動車・エレクトロニクス材料系事業部門管掌兼銅条・高機能材事業部門長
平成16年 10月	当社金属カンパニー日光伸銅工場製造部長	同 年 6月	当社取締役兼執行役員常務、自動車・エレクトロニクス材料系事業部門管掌兼銅条・高機能材事業部門長
平成21年 8月	当社金属カンパニー主査	平成28年 4月	当社代表取締役兼執行役員専務、グローバルマーケティングセールス部門長 (現在に至る)
平成22年 6月	当社原価低減推進部長		
平成24年 4月	当社電装・エレクトロニクスカンパニー巻線事業部長		
平成25年 4月	当社巻線事業部門長		
平成26年 2月	当社銅条・高機能材事業部門長兼巻線事業部門長		
同 年 4月	当社執行役員、銅条・高機能材事業部門長		

再任
取締役会出席
15/15回 (100%)

取締役候補者とする理由

小林敬一氏は、巻線や銅条・高機能材の事業部門の長や事業部門管掌を務めるなど、当社グループの事業運営に関し豊富な知識・経験を有しております。また、本年4月からは、グローバルマーケティングセールス部門長として、海外拠点を含めたグループ包括的なマーケティング・販売体制を構築・強化し、グローバル企業との取引関係の構築・拡大を促進する任に当たっております。当社グループにおいては、国内市場の成長鈍化・縮小に伴い海外市場の開拓および海外売上への拡大が急務であり、マーケティングやセールスからの視点が取締役会の議論にも反映されることが必要であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 **10** **天野 望** (昭和31年7月15日生)

所有する当社株式の数
普通株式 29,000株

■ 略歴、地位および担当

昭和55年 4月	当社入社	平成24年 4月	当社取締役兼執行役員、CSRO
平成16年 6月	当社法務部長	平成25年 4月	当社取締役兼執行役員、総務・CSR本部長
平成20年 6月	当社人事総務部長	平成26年 4月	当社取締役兼執行役員常務、総務・CSR本部長 (現在に至る)
平成21年 3月	当社人事総務部長兼経営研究所長		
平成22年 6月	当社取締役兼執行役員、CSO		

再任
取締役会出席
21/21回 (100%)

■ 重要な兼職の状況：愛知電機(株)社外取締役

取締役候補者とする理由

天野望氏は、永年にわたり法務・人事業務に携わり、これらに関する豊富な知見を有しております。同氏は、当社グループの成長・発展に必要な人材の確保・育成をはじめとする人事関連施策の一層の推進および攻守バランスの取れたコーポレートガバナンスの実現に向けたさらなる体制の整備等を加速させる任に当たるものであり、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 **11** きむら たかひで
木村 隆秀 (昭和33年12月12日生)

所有する当社株式の数
 普通株式 21,000株

再任

取締役会出席
 21/21回 (100%)

■ 略歴、地位および担当

昭和56年 4月	当社入社	平成25年 4月	当社戦略本部新事業推進室長
平成13年 4月	Furukawa FITEL (Thailand) Co., Ltd. Managing Director	平成26年 4月	当社執行役員、電装・エレクトロニクス系事業部門管 掌兼戦略本部新事業推進室 長
平成18年 1月	OFS Fitel, LLC Director, Executive Vice President	同 年 6月	当社取締役兼執行役員、電 装・エレクトロニクス系事 業部門管掌兼戦略本部新事 業推進室長
平成21年 6月	当社情報通信カンパニーフ ァイテル製品部主査	平成27年 4月	当社取締役兼執行役員、戦 略本部長
同 年 7月	当社情報通信カンパニーフ ァイテル製品部業務部長	平成28年 4月	当社取締役兼執行役員常務、 戦略本部長 (現在に至る)
平成22年 4月	当社情報通信カンパニーフ ァイテル製品事業部長		
平成24年 4月	当社新事業推進室長		

取締役候補者とする理由

木村隆秀氏は、永年にわたり情報通信事業に従事するとともに海外子会社の経営経験を有していることに加え、戦略本部長として、新中期経営計画の策定や新事業の育成等に携わってきました。同氏は、当社グループの将来を見据えた経営戦略を立案していく任に当たるものであり、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 **12** おぎわら ひろゆき
荻原 弘之 (昭和36年2月18日生)

所有する当社株式の数
 普通株式 21,000株

再任

取締役会出席
 21/21回 (100%)

■ 略歴、地位および担当

昭和58年 4月	当社入社	平成26年 6月	当社取締役兼執行役員、財 務・調達本部長
平成21年 6月	当社経理部長	平成28年 4月	当社取締役兼執行役員常務、 財務・調達本部長兼グルー プ・グローバル経営推進本 部長 (現在に至る)
平成25年 4月	当社財務・調達本部経理部長		
平成26年 4月	当社執行役員、財務・調達 本部長		

取締役候補者とする理由

荻原弘之氏は、海外子会社におけるCFOの経験を含め、永年にわたる業務経験により財務・会計に関する豊富な知見を有しております。多数の国内外関係会社を抱えながら、新事業や海外への積極的な展開を図る当社グループにとって、国内外の会計制度に対応した体制の維持・改善および適時適切な財務判断の必要性が増しており、また当社グループの財務体質の改善は依然として重要な経営課題であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 社外取締役候補者に関する事項

- (1) 再任の社外取締役候補者の当社社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって、藤田純孝氏が8年、相馬信義氏および塚本修氏が3年、寺谷達夫氏が1年となります。
- (2) 社外取締役候補者またはその出身元企業等と当社との関係は、以下のとおりです。
 - ① 藤田純孝氏について、当社の社外役員の独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しております。なお、同氏が過去に取締役副会長等を務めていた伊藤忠商事(株)に関しては、同社を代理店として当社子会社である古河UACJメモリーディスク(株)の製品を海外顧客に販売する取引があります。当該取引の規模は年額15億円と少額であり、かつ同氏は伊藤忠商事(株)の業務執行者を退任後3年以上経過しております。
 - ② 相馬信義氏は、古河機械金属(株)の代表取締役会長を務めており、当社と同社との間には、以下に記載の関係があります。
 - ・当社発行済株式の3.43%（退職給付信託として信託設定した株式を含む）を古河機械金属(株)が保有
 - ・同社発行済株式の2.17%を当社が保有
 - ・同社保有の賃貸物件を当社が賃借する取引
 - ・同社子会社との非鉄金属製品売上の取引
 - ③ 塚本修氏について、当社の社外役員の独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しております。なお、同氏と当社との間で平成22年10月に顧問契約を締結し、以降、当社は同氏から当社グループの事業分野に関する専門的な助言を受けていました。また、同氏が平成25年6月に社外取締役に就任後も、引き続き当社は社外取締役としての報酬のほか、同氏の専門領域に関する助言に對価を支払っており、同氏が当社取締役に再任された後も、これを継続する予定です。これまで同氏に支払った対価の額および今後支払う予定の対価の額は、当社の独立性基準において定める金額未満です。
 - ④ 寺谷達夫氏は、平成24年まで当社の主要な取引先であるトヨタ自動車(株)に勤務していました。また、当社の子会社である古河AS(株)は、平成25年12月より同氏から自動車部品事業に関する専門的な助言を受け、その対価を支払っています。古河AS(株)は、同氏が当社の社外取締役に再任された後も専門領域に関する助言を依頼する予定であり、取締役としての報酬のほか当該助言に対する対価を支払う予定です。
 - ⑤ 中本晃氏について、当社の社外役員の独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しております。なお、同氏が代表取締役会長を務める(株)島津製作所と当社との間には、当社がケーブルの接続工事を行う取引や当社が同社に対してパイオ関連装置を販売する取引等があります。当該取引の規模は年額約0.8億円と少額です。

【当社が定める社外役員の独立性基準】

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役（候補者を含む）は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

- ①当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者
 - ②当社の主要な取引先（当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当社の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者
 - ③当社の主要な借入先（その借入額が当社の直近事業年度における総資産の2%超に相当する金額である借入先）である金融機関の業務執行者
 - ④当社から役員報酬以外に、コンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者
 - ⑤上記①乃至④に過去3年以内に該当していた者
 - ⑥上記①乃至⑤に該当する者の二親等内の親族
- ※①乃至⑥に該当しない場合であっても、当社子会社または取引先の子会社における取引高等を勘案して、独立性なしと判断する場合がある。

- (3) 再任の社外取締役候補者につき、当社社外取締役として最後に選任された後、在任中に当社において不当な業務執行が行われた事実等はありません。
- (4) 社外取締役候補者につき、過去5年間における他社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

藤田純孝氏は平成24年4月より、オリンパス(株)の社外取締役を務めておりますが、同社の米国子会社は、平成18年から平成23年までの米国医療事業に関連する活動について、米国司法省より米国虚偽請求取締法に関する調査を受け、平成28年2月29日に、米国司法省との間で訴追の留保に関する協定を締結するなどしております。また、同米国子会社は、平成23年10月よりオリンパス(株)の間接米国子会社およびそのブラジル子会社の医療事業に関連する活動についても、米国司法省より米国海外腐敗行為防止法に関する調査を受け、同じく平成28年2月29日に、これらの子会社等が米国司法省との間で訴追の留保に関する協定を締結しております。同氏は、米国司法省による上記各調査開始後にオリンパス(株)の社外取締役に就任しております。同社社外取締役に就任後、当該事実を認識して以降、当該事実および対応方針が報告、審議された同社取締役会等において、コンプライアンス意識の徹底および再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるとともに、各施策の実施状況について監視を行ってまいりました。

中本晃氏は、平成21年6月より(株)島津製作所の代表取締役を務めておりますが、在任中の平成25年1月、同社が防衛省に対し航空機器に関する費用を過大に請求していた案件があることが判明し、同社は同省から指名停止処分を受けました。なお、平成26年3月に過大請求に係る返納金を納付し、指名停止を解除されております。同氏は、事前には当該事実を認識していませんでしたが、当該事実が判明した後においては、当該事実の全容説明および原因究明のための調査を行うとともに、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底を図りました。
- (5) 責任限定契約の締結内容の概要等

当社は、社外取締役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。これにより、藤田純孝氏、相馬信義氏、塚本修氏および寺谷達夫氏は、いずれも社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を締結しており、社外取締役候補者が再任され就任した場合には、当該契約の効力は継続いたします。また中本晃氏が社外取締役に就任した場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

第5号議案

監査役2名選任の件

監査役伊藤隆彦氏および藤田讓氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査体制の維持・強化のため、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。



候補者番号 1

しらさか ゆうせい
白坂 有生 (昭和32年3月4日生)

所有する当社株式の数
普通株式 10,000株

新任

取締役会出席

—

監査役会出席

—

■ 略歴、地位および担当

昭和55年 4月	当社入社	平成24年 4月	当社執行役員、研究開発本部高温超電導事業化チーム長兼SuperPower Inc.社長
平成17年 7月	当社研究開発本部半導体デバイス開発部長	平成28年 4月	当社顧問、研究開発本部高温超電導事業化チーム長兼SuperPower Inc.社長
平成18年10月	当社情報通信カンパニーフアイテル製品部半導体デバイス部長	同 年 5月	当社顧問 (現在に至る)
平成21年 5月	当社研究開発本部環境・エネルギー研究所長		
平成22年10月	当社研究開発本部パワー＆システム研究所長		
平成24年 2月	当社研究開発本部パワー＆システム研究所長兼SuperPower Inc.社長		

監査役候補者とする理由

白坂有生氏は、半導体デバイスの研究開発責任者や海外子会社社長等の経験を通じて、エネルギーや情報通信分野をはじめとする技術領域および海外における事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。新製品を含めた多様な製品群を背景に事業をグローバルに展開する当社グループについて監査を行ううえで、同氏の技術的知見や海外子会社の経営経験が有益であると考えられることから、新たに監査役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 2

ふじた ゆずる
藤田 讓 (昭和16年11月24日生)

所有する当社株式の数
普通株式 5,000株

再任

社外監査役候補者

独立役員候補者

取締役会出席

20/21回 (95.2%)

監査役会出席

10/10回 (100%)

■ 略歴、地位および担当

昭和39年 4月	朝日生命保険相互会社入社	平成20年 7月	朝日生命保険相互会社取締役会長
平成 4年 7月	同社取締役(総合企画部長を委嘱)	平成21年 7月	同社最高顧問 (現在に至る)
平成 6年 4月	同社常務取締役		
平成 8年 4月	同社取締役社長		
平成16年 6月	当社社外監査役 (現在に至る)		

■ 重要な兼職の状況：朝日生命保険相互会社最高顧問、公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長、日本ゼオン(株)社外監査役、日本通運(株)社外監査役、日本軽金属ホールディングス(株)社外監査役、(株)安藤・間社外取締役

社外監査役候補者とする理由

藤田讓氏は、生命保険会社の代表取締役社長、同会長を歴任し、財務・会計をはじめ企業経営全般に関する豊富な知識・経験を有しております。加えて、当社社外監査役としての経験により、当社グループのコンプライアンス体制構築の経緯や事業運営に関する現状を熟知しているため、新事業や海外進出に伴い複雑化する当社の経営判断の適切性確保への貢献に加え、リスクマネジメントを含む内部統制体制の維持・改善に関する適切な意見を期待できることから、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものです。

(注) 社外監査役候補者に関する事項

(1) 藤田譲氏の、当社社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって、12年となります。

(2) 社外監査役候補者の出身元企業等と当社との関係は、以下のとおりです。

藤田譲氏について、当社の社外役員の独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しております。なお、同氏が過去に代表取締役等を務めていた朝日生命保険相互会社は当社発行済株式の3.42%（退職給付信託として設定した株式を含む）を有しており、また当社は同社の基金総額の2.4%に相当する金額を拠出しているほか、当社は同社から借入を行っておりますが、同氏が同社の業務執行者を退任してから、既に3年以上が経過しております。また、同氏が会長を務める公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会に対し、当社は法人会員として加入し年会費を支払っていますが、その額は少額であり当社の社外役員の独立性基準に定める金額未満です。

(3) 再任の社外監査役候補者につき、当社の社外監査役として最後に選任された後、在任中に当社において不正な業務執行が行なわれた事実等については、以下のとおりです。

当社は、過去の自動車用部品取引に係るカルテルに関し、平成25年4月にカナダの裁判所より、同年7月に欧州委員会より、平成26年8月に中国当局よりそれぞれ罰金または制裁金を課す判決・決定を受けました。また、過去の電力ケーブル事業に関して競争法違反行為があったとして、平成26年4月に欧州委員会より制裁金を課す決定を受けております。このほか、平成25年12月には東京電力(株)が発注する架空送電工事について、平成26年1月には関西電力(株)が発注する同工事について、独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けております。

藤田譲氏は、上記事案の発覚時まで当該事実を認識しておりませんが、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起しておりました。これらの事案の発覚後、同氏は、当該事実および対応方針が報告、審議された取締役会等において、事実の解明等を求め、また対応方針の適正性の確保および再発防止に向けた適切な対策の必要性について提言を行いました。

(4) 社外監査役候補者につき、過去5年間に於ける他社の役員在任中に不正な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

藤田譲氏は、平成18年6月から日本軽金属(株)の、また平成24年10月以降はその親会社である日本軽金属ホールディングス(株)の社外監査役を務めております。日本軽金属(株)は、新潟地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの販売に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、平成28年2月5日に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

藤田譲氏は、同社が当該命令の対象行為に係る公正取引委員会の調査を受けるまで当該事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った意見を述べ、注意を喚起しておりました。当該事実判明後は、当該事実および対応方針が報告、審議された取締役会等において、事実の究明を求め、また、独占禁止法を含む法令遵守体制の効果的な構築・運用方法など再発防止策について提言を行うなど、その職務を適切に遂行しております。

(5) 責任限定契約の締結内容の概要等

当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。これにより、藤田譲氏は、社外監査役として当社との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏が再任され就任した場合には、当該契約の効力は継続いたします。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

平成27年6月24日開催の第193回定時株主総会における補欠監査役の選任に関する決議の有効期間が、本総会の開始の時をもって満了するため、社外監査役の法定数を欠いた場合に備え、あらためて補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

きうち しんいち
木内 慎一 (昭和21年3月9日生)

所有する当社株式の数
0株

■ 略歴

昭和44年 4月	旭電化工業(株)入社 (現 (株)ADEKA)	平成26年 6月	同社常勤監査役退任
平成10年 4月	同社秘書室長	同 年 8月	同社社員 (100周年史編さん室)
平成14年 6月	同社財務・経理部長		(現在に至る)
平成17年 6月	同社常勤監査役		

- (注) 1. 木内慎一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 補欠の社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。
木内慎一氏は、永年にわたり上場会社の財務・経理部門の責任者や常勤監査役を務め、財務および会計に相当程度の知見を有しており、当社の業務執行に対する適切な監査を行うことができると判断し、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。
3. 責任限定契約の締結予定について
当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。木内慎一氏が社外監査役に就任した場合、社外監査役として、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社では、社外取締役および監査役以外の役員等への報酬について、業績への連動性をより高めるとともに、中長期的な企業価値の向上にも資するような報酬体系とするべく、固定額で支給される部分を減額し、業績に連動して増減する部分が増えるように役員報酬体系を改定し、これを平成28年7月以降に支給する役員報酬から適用することを予定しております。改定後の役員報酬体系は、基本報酬、短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬から構成されます(※)。改定後の報酬体系においては、報酬総額に占める業績連動報酬の割合が、役位により異なるものの、概ね3割乃至5割となります。

(※) 改定後の報酬体系の概要については、第194期事業報告中の「3. 当社役員に関する事項 (3) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等 ③役員報酬体系の改定について」(本招集ご通知45ページ)をご参照ください。

中長期業績連動報酬は、社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェロー(以下、総称して「取締役等」といいます。詳細は、後記2(2)をご参照ください。)を対象とした株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を内容としており、本議案は、本制度に基づく取締役等への報酬全体につき、取締役の報酬等として、その額および内容のご承認をお願いするものであります。なお、本制度による中長期業績連動報酬は、報酬体系改定後の基本報酬および短期業績連動報酬の総額上限を定める、平成18年6月29日開催の第184回定時株主総会決議に基づく取締役報酬限度額(年額600百万円以内)とは別枠で、新たに支

給されるものです。

本制度は、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、取締役会決議により定める役員株式給付規程に従い、本信託を通じて当社株式等が支給される制度です。本制度は、3事業年度毎の期間を1単位対象期間（以下、「対象期間」といいます。当初の対象期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3事業年度となります。）とし、当社は取締役等への報酬として、対象期間毎に3億5千万円を上限とする金員を本信託へ拠出します。取締役等は、当社株式等の支給を受ける権利の基礎として、役位に応じて予め定められた数のポイントを毎年付与されるとともに、付与されたポイントは、各対象期間終了後に、予め定められた基準（対象期間中の当社株価変動率とTOPIX（東証株価指数）変動率との比較基準および対象期間における当社の1株当たり配当の累計額基準）に従い、一定の場合には減点調整がなされたうえで、当社株式等の支給を受けるポイントとして確定いたします。取締役等は、原則としてその退任時に、在任中に確定したポイント数に応じた数の当社株式等の支給を本信託より受けます。

(2) 本制度の対象者

本制度の有効期間中に在任する、社外取締役を除く取締役ならびに当社と委任契約を締結している取締役以外の執行役員およびシニア・フェローを対象とします。ただし、海外在住者は対象外とし、代わりに、本制度における報酬と同等額の報酬を、その退任時に金銭にて支給します。

本制度導入当初の対象者は、第4号議案「取締役12名選任の件」をご承認いただきますと、取締役7名、執行役員14名およびシニア・フェロー3名の計24名となる予定です。

(3) 当社が拠出する金員の上限

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記(4)および(5)に従って当社株式等の支給を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を取得する資金として、本信託の開始時に3億5千万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として本信託へ拠出し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす取締役等の退職者等を受益者とする本信託を設定します。本信託は、信託された金員を原資として、当社株式を当社（当社が第三者割当により行う自己株式の処分の引受け）または株式市場から取得します。当初の対象期間につきましては、本信託設定後遅滞無く、1,750,000株（下記(4)の、対象期間毎に付与されるポイント数の上限に対応する株式数）を上限として当社株式を取得するものとします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度毎に、以後の3事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、3億5千万円を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する支給が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、かかる当社株式および金銭をあわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく支給の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、3億5千万円から残存株式等の金額（当社株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。

(4) 取締役等に支給する当社株式数等の算定方法と上限

取締役等は、当社株式等の支給を受ける権利の基礎として、役位に応じて予め定められた数のポイントを毎年付与されます。ただし、対象期間毎に取締役等に付与される総ポイント

数は、1,750,000ポイントを上限とします。これらのポイントは、各対象期間終了後に、予め定められた基準（対象期間中の当社株価変動率とTOPIX（東証株価指数）変動率との比較基準および対象期間における当社の1株当たり配当金の累計額基準）に従い、一定の場合にはポイント数の減点調整がなされたうえで、1ポイント当たり当社株式1株の支給を受けることができるポイントとして確定します。本制度の有効期間中に、株式分割・株式併合等が行われた場合には、分割比率・併合比率等に応じた調整が行なわれます。なお、当社は、第2号議案「株式併合の件」に記載のとおり、本年10月1日をもって当社株式の証券取引所における売買単位を現在の1,000株から100株へ変更することに伴い、株式10株につき1株の割合での株式併合を予定しています。本株式併合が実施された場合には、対象期間毎に取締役等に付与される総ポイント数の上限および付与されるポイント数の調整を併せて実施する予定です。

なお、対象期間の満了前に任期満了により退任した取締役等については、上記に準じて計算された数の当社株式等が支給されるものとし、それ以外の事由により退任した取締役等については、取締役会が、個々の事由に応じて取り扱いを判断するものとします。

(5) 当社株式等の支給時期

取締役等は、役員株式給付規程に定める本信託の受益者要件を満たしていることを条件とし、その退任時に受益者確定手続を行うことにより、その在任期間中に上記(4)の方法により確定したポイントの累積点数に応じ、1ポイント当たり当社株式1株で換算された株式数につき、本信託から支給を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、支給を受けることができる当社株式の一定割合について、当社株式の支給に代えて、当社株式をその時点の時価で換算した金額相当の金銭の支給を受けます。本信託は、当該金銭支給を行うために、当社株式を売却する場合があります。

(6) 本信託の期間

平成28年8月（予定）から本制度が終了するまで

※本信託の信託期間については、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、取締役会決議に基づく本制度の廃止等により終了します。

(7) 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、当社および当社役員と利害関係のない団体へ寄付またはその時点で在任する取締役等に対し支給するものといたします。

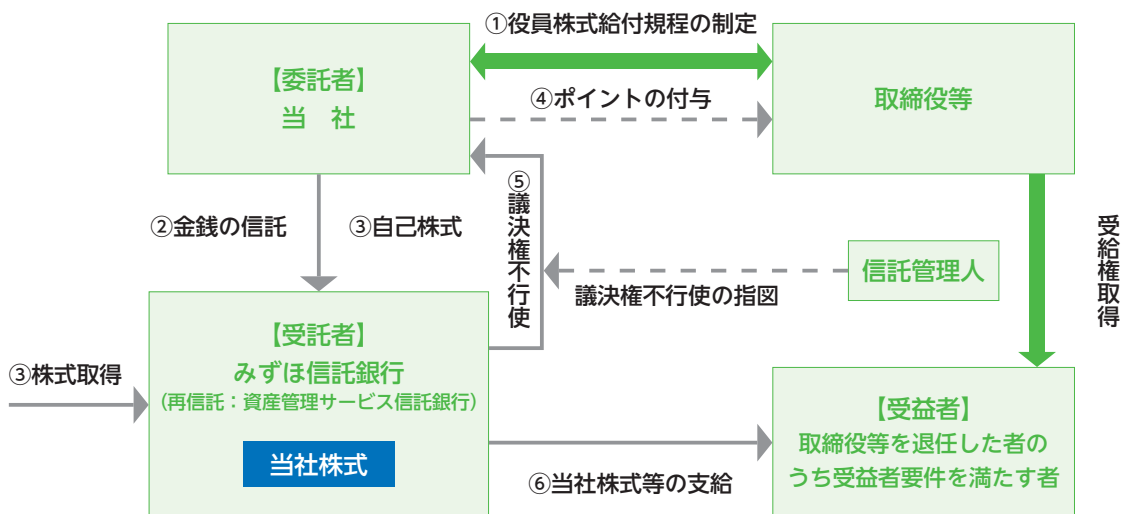
(9) 信託終了時の取扱い

本信託の終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(8)により団体へ寄付または取締役等に支給される金銭を除いた残額が当社に帰属します。

(10) その他

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本総会で承認を受ける本制度の枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本総会議決で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を支給します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の支給に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を支給します。

【本信託の概要】

- ① 名 称：株式給付信託（BBT）
- ② 委 託 者：当社
- ③ 受 託 者：みずほ信託銀行株式会社
(再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④ 受 益 者：取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信 託 管 理 人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥ 信 託 の 種 類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成28年8月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成28年8月（予定）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期における企業集団の事業の経過および成果の概況

当期の世界経済は、米国においては、家計支出が堅調であったことを背景に景気が拡大基調で推移し、欧州においても、ユーロ安による輸出増や個人消費の伸張により、景気は緩やかに回復しました。一方、新興国では、中国経済の減速が顕著になり、その影響を受けて東南アジア経済が伸び悩んだほか、ブラジルやロシアなどにおいても、資源価格の下落等により、厳しい経済状況が続きました。

わが国の経済は、企業収益の改善を起点とした設備投資の増加や雇用環境の改善により、内需を中心に景気は引き続き緩やかに回復してきましたが、中国をはじめとする新興国における景気減速や年明け以降の円高進行が輸出・生産面でマイナスに作用するなど、先行き不透明感が増しています。

このような環境の下、当社グループでは、中期経営計画「*Furukawa G Plan 2015*」に掲げた「インフラ/自動車市場への注力」という方針に基づき、インフラ市場関連では、情報通信部門において、モロッコやミャンマーに新たな事業拠点を設立したほか、エネルギー・産業機材部門においては、電力事業の再編を目的として、持分法適用の関連会社である(株)ビスキャスより、海外電力事業を譲り受けたことに加え、ベトナムに電力機器事業の子会社を設立するなど、グローバル市場での事業拡大・競争力強化を図ってまいりました。また、自動車市場関連では、電装・エレクトロニクス部門において、自動車用アルミワイヤハーネス接続部品等の新製品開発や需要旺盛なハイブリッド車向け平角巻線の生産能力増強などを推進しました。そのほか、ファナック(株)と産業用レーザ・ダイオード・モジュールの開発・製造を行う合併会社を設立するなど、新事業分野の開拓にも努めてまいりました。

経営面では、コーポレートガバナンスの強化を目的に、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の制定、指名・報酬委員会の設

置、取締役会実効性評価の実施など、各種取組みを進めてまいりました。

当期の業績につきましては、エネルギー・産業機材部門や金属部門では、銅地金価格の下落等により売上高が減少しましたが、情報通信部門で、北米における光ファイバ・ケーブルの需要が旺盛であったほか、電装・エレクトロニクス部門で、自動車用電池や放熱用部品などの販売が好調に推移しました。損益面では、自動車部品事業での円安による海外工場製造品の輸入コスト増がありました。金属部門において銅箔事業の構造改革を行うとともに、エネルギー・産業機材部門において、半導体製造用テープなど安定した利益が見込める製品への注力を進めたことなどにより、総じて営業損益が改善しました。これらの結果、連結売上高は8,749億円(前期比0.8%増)、連結営業利益は271億円(前期比51.7%増)となりました。海外売上高は4,053億円(前期比5.2%増)で、海外売上高比率は46.3%となり、前期比1.9ポイント増となりました。上記に加え、(株)ビスキャスにおける事業再編に伴う損失計上に関連して持分法による投資損失を計上したことなどにより、連結経常利益は187億円(前期比同水準)となりました。また、当社が保有する不動産の売却等による特別利益219億円、過去のワイヤハーネスカルテルに関連する民事賠償等による特別損失192億円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益^(※)は100億円(前期比36.1%増)となりました。

なお、単独の業績につきましては、売上高は3,989億円(前期比4.4%減)、営業利益は55億円(前期比67億円改善)、経常利益は122億円(前期比157.0%増)、当期純損失は55億円(前期比98億円悪化)となりました。

(※) 当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、「連結当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。

連結売上高

874,879百万円 
(前期比 0.8%増)

連結営業利益

27,116百万円 
(前期比 51.7%増)

海外売上高

405,262百万円 
(前期比 5.2%増)

連結経常利益

18,710百万円 
(前期比 同水準)

海外売上高比率

46.3% 
(前期比 1.9ポイント増)

親会社株主に帰属する当期純利益

10,007百万円 
(前期比 36.1%増)

(2) 財産および損益の状況

1 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第191期 平成24年度	第192期 平成25年度	第193期 平成26年度	第194期 (当期) 平成27年度
売上高 (百万円)	924,717	931,781	867,817	874,879
営業利益または営業損失 (△) (百万円)	17,763	25,456	17,873	27,116
経常利益または経常損失 (△) (百万円)	17,612	25,532	18,598	18,710
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失 (△) (百万円)	3,576	5,608	7,355	10,007
1株当たり当期純利益または1株当たり 当期純損失 (△) (円)	5.07	7.94	10.42	14.17
総資産 (百万円)	819,702	714,845	734,125	705,725
純資産 (百万円)	222,843	199,733	214,743	198,587

(注) 平成25年10月1日付で当社グループの軽金属部門を担っていた(旧)古河スカイ(株)(現株)UACJ)が(旧)住友軽金属工業(株)と合併したことにより、第192期の途中から同部門が当社連結の範囲から外れております。

2 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第191期 平成24年度	第192期 平成25年度	第193期 平成26年度	第194期 (当期) 平成27年度
売上高 (百万円)	396,154	428,301	417,426	398,851
営業利益または営業損失 (△) (百万円)	△3,391	2,244	△1,258	5,467
経常利益または経常損失 (△) (百万円)	18,027	9,208	4,744	12,192
当期純利益または当期純損失 (△) (百万円)	14,939	2,867	4,314	△5,527
1株当たり当期純利益または1株当たり 当期純損失 (△) (円)	21.16	4.06	6.11	△7.83
総資産 (百万円)	429,166	452,079	430,974	415,388
純資産 (百万円)	129,577	130,765	134,243	119,915

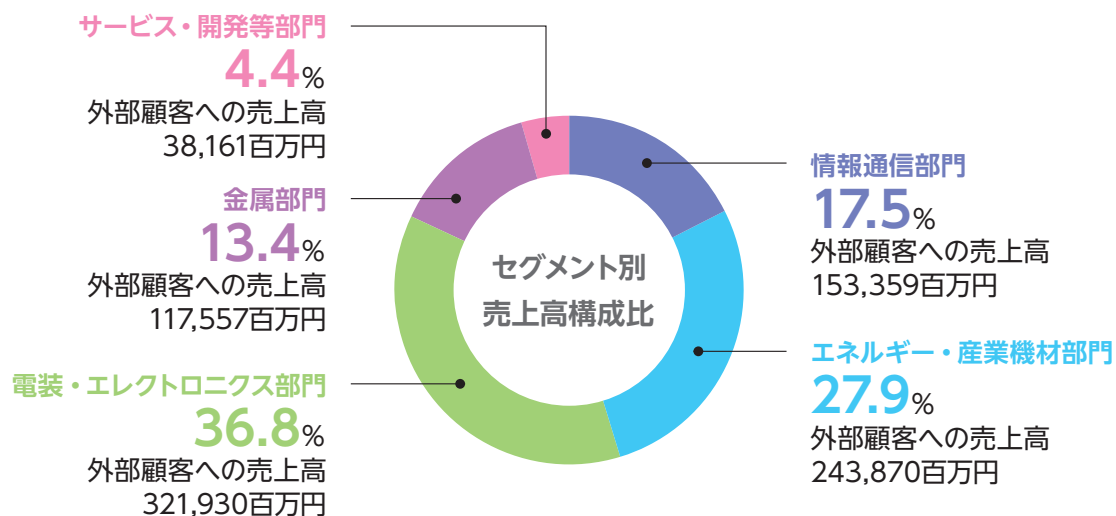
(3) 当期における企業集団の事業の経過および成果の概況（セグメント別）

部門別連結売上高および連結営業利益

(単位：百万円)

部門名	連結売上高	前期比増減額	連結営業利益 または連結営業損失 (△)	前期比増減額
情報通信部門	159,227	4,012	7,765	2,112
エネルギー・産業機材部門	281,289	△11,922	7,047	2,754
電装・エレクトロニクス部門	331,072	22,864	12,923	△0
金属部門	122,418	△11,272	△1,118	3,825
サービス・開発等部門	54,177	661	492	613
消去または全社	△73,306	2,718	5	△64
合計	874,879	7,061	27,116	9,243

ご参考 セグメント別売上高構成比（連結）



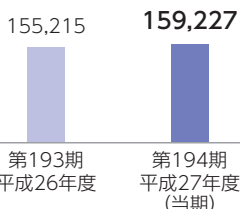


情報通信部門

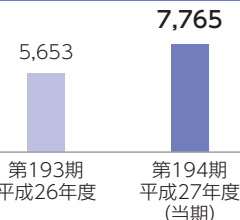
主要な事業内容

光ファイバ・ケーブル、光ファイバ・ケーブル付属品、光関連部品、光半導体デバイス、メタル通信ケーブル、光ファイバ融着接続機、電子線材、ネットワーク機器、CATVシステム、LANケーブル、LANソリューションシステム、無線製品などの製造・販売および工事

連結売上高 (百万円)



連結営業利益 (百万円)



光ファイバ・ケーブルについては、景気後退の影響を受けたブラジルなどを除き、北米を中心とした旺盛な需要を背景に売上高が伸張し、また、ネットワーク関連事業も堅調に推移しました。これらの結果、当部門の連結売上高は1,592億円（前期比2.6%増）、連結営業利益は78億円（前期比37.4%増）となりました。また、単独売上高は545億円（前期比8.4%増）となりました。

当部門では、昨年9月に、モロッコにおいて光ファイバ・ケーブルの製造子会社を設立したほか、昨年12月には、ミャンマーにおいて情報通信ネットワークの設計および通信工事コンサルタント業務を行う子会社を設立しました。また、同じく昨年12月には南米におけるLANソリューションシステム事業を拡大することを目的に、ブラジルにある通信用機器製造会社を買収いたしました。



光ファイバ・ケーブル



モロッコ工場 (完成予想図)

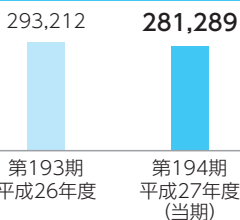


エネルギー・産業機材部門

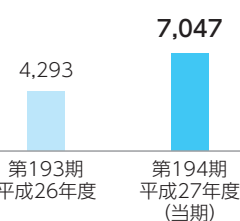
主要な事業内容

銅線・アルミ線、電力ケーブル、電力部品、被覆線、ケーブル管路材、給水・給湯管路材、発泡製品、半導体製造用テープ、電気絶縁テープ、電材製品などの製造・販売および工事

連結売上高 (百万円)



連結営業利益 (百万円)

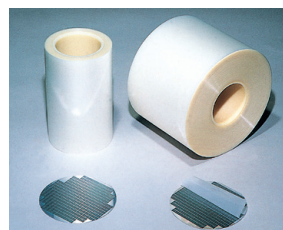


銅地金価格の下落に伴う製品価格の低下や中国での販売不振により、電力ケーブルの売上が低迷しましたが、スマートフォン向けなどの半導体需要が増加したことにより、半導体製造用テープの販売が好調に推移したほか、発泡製品の売上が欧州において伸張しました。また、非常用電源に使用される機器用電線の販売も好調で、損益の向上に寄与しました。これらの結果、当部門の連結売上高は2,813億円（前期比4.1%減）、連結営業利益は70億円（前期比64.1%増）となりました。また、単独売上高は1,223億円（前期比10.8%減）となりました。

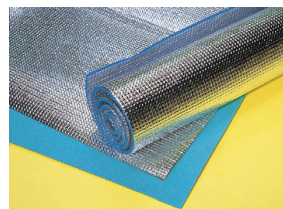
当社は、(株)ビスキャスから、同社の地中送電線および海底送電線事業のうち海外部門を昨年4月に譲り受けたことに加え、これら事業の国内部門についても本年10月を目処に譲り受ける予定です。また、昨年11月には、ベトナムにおいて、送変電機材や架空配線機材などの送配電部品事業の子会社を、現地企業との合併により設立するなど、電力インフラへの需要が拡大する海外市場での事業の強化に努めています。



超高压電力ケーブル



半導体製造用テープ



発泡製品



電装・エレクトロニクス部門

主要な事業内容

自動車用部品・ワイヤハーネス、巻線、電子部品材料、ヒートシンク、ハードディスク用アルミ基板材、自動車用・産業用電池などの製造・販売

連結売上高 (百万円)

308,207 **331,072**

第193期 平成26年度 第194期 平成27年度 (当期)

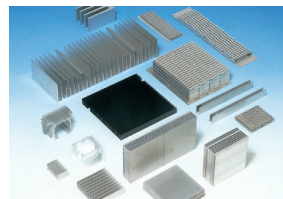
連結営業利益 (百万円)

12,923 **12,923**

第193期 平成26年度 第194期 平成27年度 (当期)

放熱用部品であるヒートシンクの需要が旺盛であったこと、子会社の古河電池(株)においてハイブリッド車およびアイドリングストップ車向け鉛蓄電池の販売が好調であったことなどから、売上を伸ばしました。一方、自動車用ワイヤハーネスは、円安による海外工場製造品の輸入費用の増加や、海外拠点での新規車種向け製品の製造立ち上げ時の混乱などにより、コストが増加しました。これらの結果、当部門の連結売上高は3,311億円(前期比7.4%増)、連結営業利益は129億円(前期比同水準)となりました。また、単独売上高は1,586億円(前期比3.3%減)となりました。

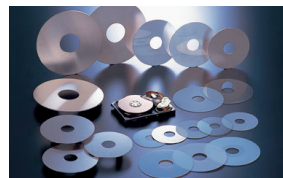
なお、昨年4月に、当社持分法適用の関連会社である(株)UACJとの合併で、ハードディスク用アルミ基板材の販売・技術サービスを行う子会社を設立しました。



放熱用部品



自動車用ワイヤハーネス



ハードディスク用アルミ基板材



金属部門

主要な事業内容

伸銅品(板・条・管・棒・線)、機能表面製品(めっき)、電解銅箔、電子部品用加工製品、超電導製品、特殊金属材料(形状記憶・超弾性合金ほか)などの製造・販売

連結売上高 (百万円)

133,690 **122,418**

第193期 平成26年度 第194期 平成27年度 (当期)

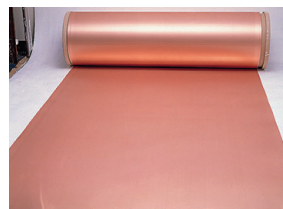
連結営業損失 (百万円)

△4,944 **△1,118**

第193期 平成26年度 第194期 平成27年度 (当期)

一昨年2月の日光事業所における大雪被害による、銅条製品製造工程の一部停止が完全復旧し、同製品の販売については数量面では概ね所期の計画を達成しましたが、銅地金価格の下落による製品価格の低下や銅箔の需要伸び悩み等により、当部門全体の売上高は減少しました。損益面につきましては、銅箔事業において電力コスト等の面で競争力が低下した国内製造能力を縮小し、台湾子会社への製造移管を促進するなどの損益改善策を実施したことなどにより、赤字幅が縮小しました。これらの結果、当部門の連結売上高は1,224億円(前期比8.4%減)、連結営業損失は11億円(前期比38億円改善)となりました。また、単独売上高は601億円(前期比4.2%減)となりました。

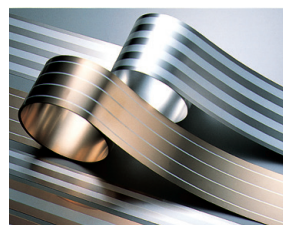
また、昨年10月1日付で、当社の銅条・高機能材事業部門における貴金属めっき事業について、当社完全子会社の古河精密金属工業(株)を承継会社とする吸収分割(簡易分割)を行いました。



電解銅箔



台湾子会社
(台日古河銅箔股份有限公司)



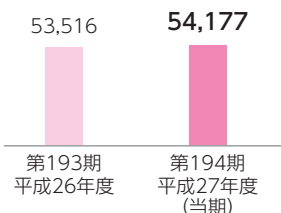
めっき製品

サービス・開発等部門

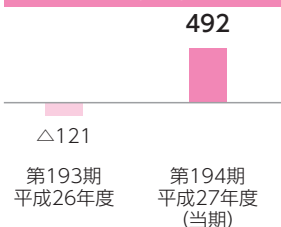
主要な事業内容

物流、情報処理・ソフトウェア開発、不動産賃貸、水力発電、新製品研究開発など

連結売上高 (百万円)



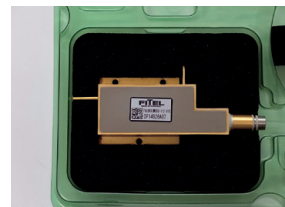
連結営業利益 (損失) (百万円)



物流、情報処理・ソフトウェア開発、各種業務受託等による当社グループ各事業のサポート、不動産の賃貸、水力発電、新製品研究開発等を行っております。

当部門の連結売上高は542億円（前期比1.2%増）、連結営業利益は5億円（前期比6億円改善）となりました。単独売上高は34億円（前期比同水準）となりました。

当部門では、昨年7月に、ファナック㈱との合併で、金属の切断、溶接等に使用される産業用光ファイバ・レーザの基幹部品である高出力レーザ・ダイオード・モジュールを製造する持分法適用の関連会社FFレーザ㈱を設立しました。新会社では、急速に普及が進んでいる産業用光ファイバ・レーザ分野において、事業の拡大を進めていきます。



レーザ・ダイオード・モジュール



古河日光発電機

ご参考 当社子会社古河電池㈱が製造するマグネシウム空気電池のご紹介

マグネシウム空気電池「MgBOX (マグボックス)」は、水などの液体を入れるだけで発電し、スマートフォンなどの携帯機器に電力を供給することを可能にします。東日本大震災の被災地である福島県いわき市に工場を有する古河電池㈱は、

震災時に得た「非常時に何が本当に必要か?」の経験を活かし、避難所や事業所等で、災害による停電時であっても簡単に携帯機器に電力を供給し、電池切れを回避するための電源を開発してきました。

製品の特長

簡単に使用できること

使用時は水や海水などの液体を入れるだけ。紙製なので使用後は可燃ごみで廃棄可能。USB端子付なので、USBコードを接続するだけで使用可。

安全であること

難燃性マグネシウム合金を使用し、電解液も食塩水です。一酸化炭素のような有害なガスを発生しません。

長期保存可能であること

注水しなければ長期保存可能です。

大容量であること

電池容量は、MgBOXが300Wh、MgBOX slimが200Whです。スマートフォンの充電ではそれぞれ最大30回および20回フル充電が可能です。

MgBOX

電池容量：300Wh
寸法：W233xD226xH226mm
重量：1.6kg (注水前)
3.6kg (注水後)
USBポート：2ポート
出力：5V、最大2A (2ポート合計)



MgBOX slim

電池容量：200Wh
寸法：W210xD110xH226mm
重量：1.0kg (注水前)
2.5kg (注水後)
USBポート：1ポート
出力：5V、最大1A



(4) 対処すべき課題

1 中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」

平成25年4月に策定した3カ年の中期経営計画「Furukawa G Plan 2015」は、当期で最終事業年度を迎えました。同計画の業績目標値については、拡大を見込んでいた自動車用リチウムイオン電池用銅箔の需要低迷や、日光事業所での大雪被害による銅条製品製造工程の一部停止の影響、また過去の競争法違反行為に関連した民事賠償に伴う特別損失の計上などにより、残念ながら達成することができませんでした。

しかし、同計画における①インフラ/自動車市場での成長戦略、②持続的成長に向けた基盤の構築というコンセプトのもと、米国子会社OFS社（OFS Fitel, LLC）を中心に欧米情報通信市場の成長に伴う需要を確実に取り込んでいるほか、国内製造拠点の統廃合といった施策を実行し、事業体質の強化を図ってまいりました。さらには、ハイブリッド車向け平角巻線などの自動車グリーン化対応製品への注力や、産業用光ファイバ・レーザの事業化へ向けたファナック(株)との合併会社設立など、将来の成長へ向けた布石を打ってきました。

本年4月から新たにスタートする5カ年の中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」(以下、「新中期経営計画」といいます)では、「ゆるぎない成長の実現」というスローガンを掲げ、3つの施策を実行してまいります。

① 事業の強化と変革

今後も成長が見込まれるインフラ/自動車市場への注力を、更に加速していきます。情報通信分野では、世界的な通信トラフィック増大を背景とした需要の増加に 대응するため、光ファイバ・ケーブルや次世代通信における主要部品となる小型波長可変半導体レーザ (μ ITLA) などの増産体制を整えてまいります。自動車分野では、自動車の軽量化に貢献するアルミワイヤハーネスやその接続部品、大容量かつ高耐久性の鉛バッテリーやバッテリー状態検知センサ等で構成される電源マネジメント関連製品など、高機能新製品を中心に販売拡大を目指します。エネルギー分野においては、当社グループのエンジニアリング能力を強化し、国内外のプロジェクト受注を拡大することで、採算性が低迷している電力事業の立て直しを図ります。加えて、自然エネルギーの効率的な利用を可能とする蓄電システムや、配電効率・省エネ性に優れた配電自動化システムなどに不可欠な製品を供給し、実用化が進むスマートインフラの更なる普及に貢献していきます。

なお、平成28年度より、現在のセグメントを再編成し、「インフラ (情報通信ソリューション/エネルギーインフラ)」、「電装エレクトロニクス (自動車部品・電池/電装エレクトロニクス材料)」、「機能製品」、「サービス・開発等」の4部門といたします。

② グローバル市場での拡販促進

グローバル市場での販売拡大を加速させるため、海外に統括拠点を設け、現地における情報収集力の強化を図り、地域毎の特徴に合わせたマーケティング・販売戦略を迅速かつ適切に実

行する体制を構築します。また、情報通信分野においては、光ファイバ・ケーブルに加えLANケーブルやFTTH(Fiber-To-The-Home)/FTTx製品などの多様な製品群を背景にしたパッケージでのプロジェクト提案を行うソリューション・ビジネスモデルが中南米で成功しており、これらを東南アジアなどでも展開し、そのノウハウを各地域で積極的に活用します。さらに、東南アジアや南アジアを中心に自動車部品事業の製造拠点を拡充し、成長市場への製品供給能力を強化して、海外での事業拡大を目指していきます。

③ 新事業の開拓加速

新中期経営計画において、注力分野であるインフラ/自動車市場向け製品の開発に充てる年間研究開発費を、今後5年間で平成27年度比約2割増額し、同分野での事業拡大を図るとともに、先進運転支援システムを支える計測技術である周辺監視レーダなどの新技術を事業化していきます。このほか、当社が開発した蛍光シリカナノ粒子技術を用いた病原体検査機器や樹脂成型技術を用いたカテーテル用ガイドワイヤなどにより参入を見込める医療機器分野など、今後市場の成長が期待できる分野を対象に、年間の投資および研究開発費を平成32年度までに平成27年度比で倍増させ、新事業の育成を推進します。

新中期経営計画においては、以下のとおり財務目標値を設定しています。従来にも増して資本効率の向上を図るため、事業部門毎に事業資産営業利益率の年度目標値を定めるなど、明確な管理指標のもと、目標値の達成に向けて着実に計画を実行していきます。



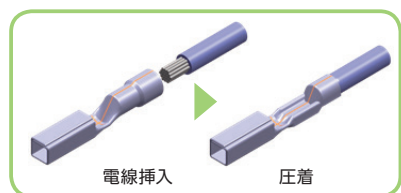
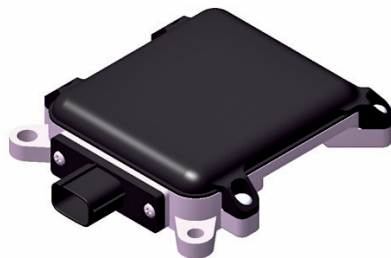
ご参考 自動車社会の未来を支える当社グループの技術



当社グループでは、その技術力を活かして、自動車のスマート化に寄与する部品から、自動車を含めた未来の社会インフラの構築に貢献する製品を開発しています。

先進運転支援システム向け 周辺監視レーダ

大容量光通信機器などで培われた信号伝送技術や高周波技術を車載用に応用した、周辺監視レーダを開発しています。複数の対象物を正確に認識することが可能であり、先進運転支援システムを支える重要な技術となっています。



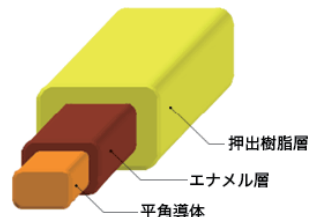
自動車用アルミワイヤハーネス向け 防食端子

自動車の軽量化対策として注目されるアルミワイヤハーネスについては、その腐食対策と端子圧着に高い技術力を要します。当社は気密性が高く、世界トップレベルの防食構造を有する「 α 端子シリーズ」の開発に成功しました。既に平成27年8

月発売のトヨタ自動車(株)新型ランドクルーザー200系に採用されており、今後の更なる利用が期待されています。

電気自動車 (EV) / ハイブリッド車 (HV) 用押出平角エナメル線

EV・HV用の高電圧駆動モータのコイルに、当社製押出平角エナメル線が採用されています。平角形状により、丸型線に比べ隙間なく巻けるようになり占積率が向上することで、モータの小型化に貢献しています。



アイドリングストップ車用バッテリー

当社子会社の古河電池(株)では、高容量で大電流放電に強い鉛電池に、急速充電に強くかつ長寿命のキャパシタ機能を加えた、UltraBatteryを開発しています。エンジン始動が繰り返され、バッテリーにとっては過酷な使用環境となるアイドリングストップ車などでの使用に適しています。

ECHNO [エクノ] IS UltraBattery

V2B (Vehicle to Building) + リチウムイオン蓄電システム

当社では、大容量のリチウムイオン蓄電池を備え、ピークシフトによる効率的な電力使用が可能のほか、太陽光発電のエネルギーも無駄なく取り込むことが可能な蓄電システムを開発しています。このシステムは、電気自動車との間で充放電が可能な、マルチ蓄電システムとなっております。万が一の停電時に、蓄えた電力を供給できる自立運転機能も搭載しています。



2 コーポレートガバナンスの強化

当社では、多様な知識・経験・能力に基づいた経営への貢献を期待して、様々な分野から社外役員を招聘するなど、以前からコーポレートガバナンスを重視してまいりました。

昨年5月には、社外役員の独立性基準を策定するとともに、従来の報酬委員会に代えて、取締役等の選任に関する審議機能や経営陣の報酬に関する決定機能を有し、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しました。また、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、昨年12月に定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」のもと、取締役会において活発に議論を重ね、各種の取組みを実施しています。

取締役会全体の機能向上を目的に実施した取締役会実効性評価では、取締役会における経営・事業戦略に関する議論を現在よりも充実させるとともに、中期経営計画の達成度、事業・関係会社の課題やその対応施策が、適時適切に取締役会で報告・議論される仕組みを整え、迅速に事業戦略等の見直しを行う体制を強化することが必要との指摘がなされました。これらを受けて、取締役会の付議・報告基準の改正や運営方法の改善などを既に行っておりますが、今後も継続的に評価・改善を積み重ね、取締役会の実効性の向上に努めます。

また、役員報酬体系についても、業績への連動性をより高めるとともに、中長期的な企業価値の向上にも資する体系とするため、指名・報酬委員会の決定に基づき、新中期経営計画の開始にあわせて改定することを予定しています。改定後の役員報酬体系は、基本報酬、短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬から構成されますが、新たに設ける中長期業績連動報酬においては、株主の皆様と経営陣の利益をより一致させるため、株式報酬制度を取り入れるものとし、本年6月に開催される第194回定時株主総会に関連議案を提出する予定です。

当社グループでは、古河電工グループ理念「世紀を超えて培ってきた素材力を核として、絶え間ない技術革新により、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献します」のもと、新中期経営計画を着実に実行するとともに、コーポレートガバナンスの更なる強化に努め、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞご理解のうえ、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 設備投資の状況

当社グループの当期における設備投資は総額257億円で、その主なものは次のとおりです。

1 当期中に完成した主要設備

光ファイバの増産 (情報通信部門)	Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル)
自動車用バッテリーの増強 (電装・エレクトロニクス部門)	Siam Furukawa Co., Ltd. (*)(タイ) (*) 当社子会社古河電池(株)の100%子会社
水力発電機の更新 (サービス・開発等部門)	古河日光発電(株)

2 当期継続中の主要設備の新設、拡充

光ケーブル新会社(モロッコ)への設備導入 (情報通信部門)	OFS Fitel, LLC (米国)
電力部品関連事業の製造拠点集約 (エネルギー・産業機材部門)	古河電工パワーシステムズ(株)
自動車部品事業システム投資 (電装・エレクトロニクス部門)	古河AS(株)

(6) 資金調達の状況

当社およびグループ各社は、金融機関からの長期・短期の借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、受取手形や売掛債権の流動化等により、必要な資金を調達しております。

また、当社グループでは、当社および国内子会社30社が、当社子会社の古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート(株)が運営するCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に参加し、資金活用の効率化と有利子負債の削減を図っています。このほか、中国およびタイにおいても、古河電工企業管理(上海)有限公司およびFurukawa Thai Holdings Co., Ltd. が、当社の関係会社向けにCMSによる資金管理等を行っております。

なお、当期末の連結有利子負債は2,578億円で、前期末比167億円減少しました。

(7) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)













借入先	借入額
(株)みずほ銀行	59,167百万円
(株)三菱東京UFJ銀行	29,137百万円
(株)横浜銀行	14,366百万円

(8) 主要な営業所および工場等ならびに重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

1 当社







区分	名称	所在地
本 社	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	
営業所	北海道支社 東北支社 中部支社 関西支社 中国支社 九州支社	札幌市 仙台市 名古屋市 大阪市 広島市 福岡市
工場	日光事業所 千葉事業所 横浜事業所 平塚事業所 三重事業所 銅管事業部門 銅箔事業部門	栃木県日光市 千葉県市原市 横浜市 神奈川県平塚市 三重県亀山市 兵庫県尼崎市 栃木県日光市
研究所	コア技術融合研究所 先端技術研究所 自動車・エレクトロニクス研究所 情報通信・エネルギー研究所	横浜市 (横浜事業所内) 横浜市 (横浜事業所内) 神奈川県平塚市 (平塚事業所内) 千葉県市原市 (千葉事業所内)

2 国内製造・販売等子会社

会社名(本社/工場所在地)	資本金	出資比率	主要な事業内容
 東京特殊電線(株) (東京都港区/長野県上田市)	1,925百万円	56.75%	電線、電線加工品および電子機器等の製造・販売
 古河電池(株) (横浜市/栃木県日光市、福島県いわき市)	1,640百万円	58.04%	電池(自動車用、産業用)の製造・販売
 FCM(株) (大阪市/同左)	687百万円	55.19%	金属めっき製品等の製造・販売
 古河AS(株) (滋賀県犬上郡/同左・三重県亀山市)	3,000百万円	100%	自動車用ワイヤハーネス・電装部品の製造・販売
 古河産業(株) (東京都港区)	700百万円	100%	電線、非鉄金属製品等の販売
 岡野電線(株) (神奈川県大和市/同左)	489百万円	43.74%	メタル通信ケーブル、光部品等の製造・販売
 古河電工産業電線(株) (東京都荒川区/神奈川県平塚市)	450百万円	100%	電線・ケーブル等の製造・販売
 古河電工パワースystemズ(株) (横浜市/山形県長井市)	450百万円	100%	送変電機材、架空・地中配電機材等の製造・販売
 奥村金属(株) (大阪市/兵庫県丹波市、滋賀県栗東市)	310百万円	100%	銅製品、アルミニウム製品等の加工・販売
 古河物流(株) (東京都千代田区)	292百万円	100%	貨物運送等
 古河エレコム(株) (東京都千代田区)	98百万円	100%	電線・ケーブル等の販売
 古河マグネットワイヤ(株) (東京都千代田区/三重県亀山市)	96百万円	100%	電線、電線加工品、各種金属線の製造・販売

3 海外製造・販売等子会社

会社名(所在地)	資本金	出資比率	主要な事業内容
  OFS Fitel, LLC (米国)	211百万米ドル	100%	光ファイバケーブル、光部品の製造・販売
  American Furukawa, Inc. (米国)	500千米ドル	100%	自動車部品等の製造・販売
  Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル)	149百万リアル	100%	光ファイバケーブル、メタル通信ケーブル、LANケーブルの製造・販売
  瀋陽古河電纜有限公司 (中国)	229百萬元	100%	電線等の製造・販売
  古河銅箔股份有限公司 (台湾)	1,555百万新台幣ドル	100%	リチウムイオン電池用電解銅箔等の製造・販売
  台日古河銅箔股份有限公司 (台湾)	1,475百万新台幣ドル	66.7%	回路用電解銅箔等の製造・販売
  Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd. (タイ)	480百万バーツ	44.00%	銅管等の製造・販売
  Thai Furukawa Unicomm Engineering Co., Ltd. (タイ)	104百万バーツ	91.8%	情報通信、CATV等のエンジニアリング
  Furukawa Automotive Parts (Vietnam) Inc. (ベトナム)	18百万米ドル	100%	自動車用ワイヤハーネス等の製造・販売
  PT Tembaga Mulia Semanan Tbk (インドネシア)	12百万米ドル	42.42%	銅線・アルミ線の製造・販売
  Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)	3百万米ドル	100%	電線、電子線材、巻線、金属製品等の販売
  Trocellen GmbH (ドイツ)	8,500千ユーロ	100%	発泡製品の製造・販売

 情報通信
  エネルギー・産業機械
  電装・エレクトロニクス
  金属
  サービス・開発等
  販売子会社

(注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでいます。

2. 当期における当社の連結子会社は102社、持分法適用の関連会社は13社です。

(9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

部門名	企業集団の従業員数	当社の従業員数
情報通信部門	6,006名 (199名増)	703名 (1名増)
エネルギー・産業機械部門	3,256名 (8名増)	518名 (3名減)
電装・エレクトロニクス部門	36,014名 (3,617名増)	145名 (8名減)
金属部門	2,313名 (74名減)	807名 (136名減)
サービス・開発等部門	2,237名 (58名減)	1,059名 (57名減)
合計	49,826名 (3,692名増)	3,232名 (203名減)

(注) 1. 臨時従業員および企業集団外への出向者は含んでおりません。

2. 各「従業員数」欄の()内は、前期末比の増減です。

3. サービス・開発等部門の従業員数には、当社の本部部門やセールス・マーケティング部門など、全社共通の業務に従事する人員が含まれております。

4. 当社従業員における平均年齢は44.1才、平均勤続年数は21.1年です(臨時従業員および出向者は含んでおりません)。

ご参考 ダイバーシティの推進と働き方改革

①ダイバーシティ推進

当社グループは「多様な人材を活かし、創造的で活力あふれる企業グループの実現」を経営理念に掲げ、従来よりダイバーシティ&インクルージョン（多様な人材の活用と多様性の受容）に注力してきました。当社の経営幹部である執行役員として、女性執行役員1名のほか、計4名の外国籍執行役員を選任しております。加えて、平成26年4月に「ダイバーシティ推進室」を設置し、「Furukawa “V” Challenge!!」のスローガンの下、女性の活躍を推進しており、女性の部課長・専門職の数およびいわゆる総合職の採用者数に占める女性の割合を、平成30年3月末には平成26年3月末比でそれぞれ倍増させる目標を掲げるとともに、女性従業員ネットワーキング活動やキャリア形成支援、組織全体でのマインド醸成など、女性が「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、生き生きと活躍できる企業を目指して、様々な取り組みを行っています。

(注) 当社の取り組みの概要は厚生労働省の『女性活躍・両立支援総合サイト（一般事業主行動計画公表サイト）』に掲載しています。

<http://www.positive-ryouritsu.jp/positivedb/detail?id=529>

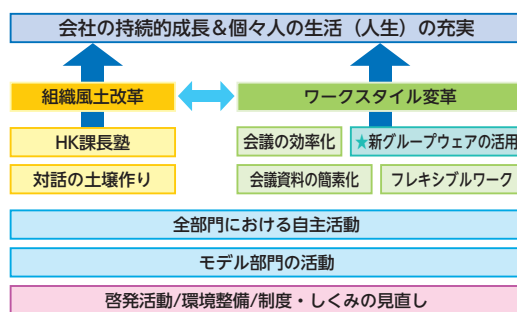
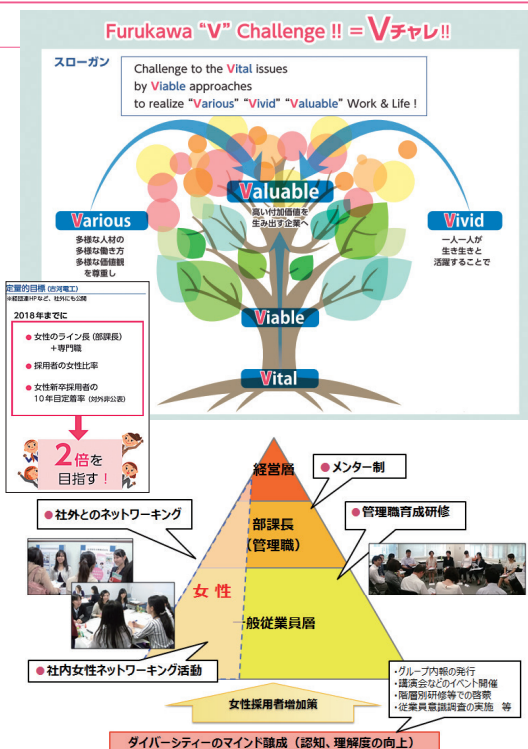
②働き方改革

当社では、昨年5月に「働き方改革（HK）プロジェクトチーム」を設置し、会社の持続的成長と会社で働く個人の生活（人生）の充実の両立を目指した働き方改革をスタートしました。間接部門の生産性向上と個人の働きがいの向上をねらいとする「ワークスタイル変革」と、当社グループのコアバリューでもある「革新」「主体・迅速」「協働」の促進をねらいとする「組織風土改革」の両面から、活動を推進しています。平成28年度においては、会議の効率化や会議資料の簡潔化のほか、在宅勤務の対象拡大やグループ・グローバルの情報共有基盤（新グループウェア）を活用したスマート・ワークの推進など、新しい取り組みにもチャレンジします。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社子会社製の部品を組み込んだ自動車について市場回収措置（リコール）が行われており、当社および当社子会社がその費用の一部負担に関して協力を要請され、交渉を行っています。

また、当社は、自動車部品取引に関し、ブラジル競争法当局の調査を受けているほか、電力ケーブル事業を営む(株)ビスキャスに対して、ブラジル競争法当局による調査が行われています。なお、当社および当社子会社は、自動車部品カルテルに関して米国で集団訴訟の被告となっているほか、競争法違反行為に関して、一部の顧客などから、損害の賠償を求められています。上記は、いずれも過去の行為に起因するものであり、現時点においてはこれらの行為は行われておりません。



2. 当社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

(1) 発行済株式の総数等

株式の種類	発行可能株式総数	発行済株式総数	株主数
普通株式	2,500,000,000株	706,669,179株	53,515名
優先株式	50,000,000株	—	—
劣後株式	46,000,000株	—	—

(2) 大株主の状況

大株主の氏名	持株数 (普通株式)	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	36,552,000株	5.18%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	30,982,000株	4.39%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	24,135,000株	3.42%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	23,992,000株	3.40%
朝日生命保険相互会社	13,650,500株	1.93%
古河機械金属株式会社	13,290,455株	1.88%
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR JAPAN VALUE EQUITY CONCENTRATED FUND A SERIES OF 620135	12,595,000株	1.78%
富士電機株式会社	11,000,000株	1.56%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 古河機械金属口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	10,919,000株	1.55%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	10,754,914株	1.52%

(注) 1. 持株比率は自己株式(462,657株)を控除して計算しております。

2. 朝日生命保険相互会社については、上記13,650,500株とは別に、同社が退職給付信託として信託設定した株式が10,500,000株あります。

3. 当社役員に関する事項 (平成28年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
吉田 政雄	代表取締役会長	古河機械金属(株)社外取締役 JFEホールディングス(株)社外取締役
柴田 光義	代表取締役社長 (兼グループ・グローバル経営推進本部長)	
藤田 純孝	社外取締役 (非常勤)	伊藤忠商事(株)理事 オリンパス(株)社外取締役
相馬 信義	社外取締役 (非常勤)	古河機械金属(株)代表取締役会長
塚本 修	社外取締役 (非常勤)	(一財)石炭エネルギーセンター理事長
寺谷 達夫(*)	社外取締役 (非常勤)	
天野 望	取締役兼執行役員常務 (総務・CSR本部長)	愛知電機(株)社外取締役
小塚 崇光	取締役兼執行役員常務 (自動車部品事業部門長)	
信崎 卓(*)	取締役兼執行役員常務 (セールス・マーケティング部門長)	
小林 敬一(*)	取締役兼執行役員常務 (自動車・エレクトロニクス材料系事業部門管掌兼銅条・高機能材事業部門長)	
木村 隆秀	取締役兼執行役員 (戦略本部長)	
荻原 弘之	取締役兼執行役員 (財務・調達本部長)	
伊藤 隆彦	監査役 (常勤)	富士電機(株)社外監査役 富士古河E&C(株)社外監査役
櫻 日出雄	監査役 (常勤)	FCM(株)社外監査役
佐藤 哲哉(*)	監査役 (常勤)	(株)UACJ社外監査役 東京特殊電線(株)社外監査役
藤田 譲	社外監査役 (非常勤)	朝日生命保険相互会社最高顧問 公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長 日本ゼオン(株)社外監査役 日本通運(株)社外監査役 日本軽金属ホールディングス(株)社外監査役 (株)安藤・間社外取締役
工藤 正	社外監査役 (非常勤)	中央不動産(株)特別顧問 朝日生命保険相互会社社外取締役
頃安 健司	社外監査役 (非常勤)	TMI総合法律事務所顧問 東海旅客鉄道(株)社外取締役

(注) 1. 取締役藤田純孝および塚本修ならびに監査役藤田譲、工藤正および頃安健司の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 各監査役が有する財務および会計に関する知見は次のとおりです。
 - ・ 監査役伊藤隆彦氏は、当社グループにおいて財務・会計部門での長年の実務経験に加え、会計部門の責任者の経験を有しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・ 監査役櫻日出雄氏は、当社において、財務・会計部門での長年の実務経験に加え、財務・会計部門担当取締役の経験を有しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・ 監査役藤田譲氏は、金融機関の代表取締役および財務部門担当取締役の経験を有しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・ 監査役工藤正氏は、金融機関の代表取締役の経験を有しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
3. 上記の表中(*)の各氏は、平成27年6月24日開催の第193回定時株主総会において、新たに取締役または監査役に選任され、就任いたしました。
4. 監査役小川博正氏は、第193回定時株主総会終結の時をもって任期途中で監査役を辞任いたしました。
5. 当社は古河機械金属㈱の発行済株式の2.17%を保有しており、同社は当社発行済株式の3.43% (同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む) を保有しております。朝日生命保険相互会社は当社発行済株式の3.42% (同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む) を保有しております。当社は日本ゼオン㈱の発行済株式の2.31% (当社が退職給付信託として信託設定した株式を含む) を保有しており、同社は当社発行済株式の0.35%を保有しております。当社は東海旅客鉄道㈱の発行済株式の0.04%を保有しております。なお、当社は相馬信義氏が代表取締役会長を務める古河機械金属㈱との間で、同社が保有する賃貸物件を賃借する取引および同社子会社との非鉄金属製品売買の取引を行っております。

ご参考 平成28年4月1日現在の取締役および監査役ならびに執行役員およびシニア・フェロー(注1)の地位および担当は次のとおりです。

氏名	地位および担当
吉田政雄(注2)	取締役会長
柴田光義	代表取締役社長
藤田純孝	社外取締役(非常勤)
相馬信義	社外取締役(非常勤)
塚本修	社外取締役(非常勤)
寺谷達夫	社外取締役(非常勤)
小塚崇光(注2)	代表取締役兼執行役員専務(自動車部品事業部門長)
小林敬一(注2)	代表取締役兼執行役員専務(グローバルマーケティングセールス部門長)
天野望	取締役兼執行役員常務(総務・CSR本部長)
木村隆秀	取締役兼執行役員常務(戦略本部長)
荻原弘之	取締役兼執行役員常務(財務・調達本部長 兼 グループ・グローバル経営推進本部長)
信崎卓	取締役(非常勤)
伊藤隆彦	監査役(常勤)
櫻日出雄	監査役(常勤)
佐藤哲哉	監査役(常勤)
藤田譲	社外監査役(非常勤)
工藤正	社外監査役(非常勤)
頃安健司	社外監査役(非常勤)
中村俊一	執行役員常務(情報通信ソリューション統括部門長)
Timothy Murray	執行役員常務(OFS Fitel, LLC (米国) CEO 兼 Chairman)
Foad Shaikhzadeh	執行役員常務(Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル) President)
川口寛	執行役員常務(電装エレクトロニクス材料統括部門長)
溝田義昭	執行役員(生産技術本部長)
福地光	執行役員(グローバルマーケティングセールス部門副部門長)
柏木隆宏	執行役員(電装エレクトロニクス材料統括部門巻線事業部門長)
田中雅子	執行役員(総務・CSR本部副本部長)

氏名	地位および担当
黒田 修	執行役員（グローバルマーケティングセールス部門副部門長）
麦野 明	執行役員（グローバルマーケティングセールス部門副部門長）
後藤 淳	執行役員（グローバルマーケティングセールス部門副部門長）
大野 良次	執行役員（機能製品系事業部門管掌）
石渡 伸一	執行役員（AT・機能樹脂事業部門長）
伊地知 哲朗	執行役員（研究開発本部長）
牧 謙	執行役員（エネルギーインフラ統括部門長）
阿部 茂信	執行役員（自動車部品事業部門副事業部門長）
Jozsef Takacs	執行役員（Trocellen GmbH（ドイツ）CEO）
Gyula Besztercey	執行役員（Furukawa Electric Institute of Technology Ltd.（ハンガリー）President）
大竹 博幸	シニア・フェロー
大越 春喜	シニア・フェロー（研究開発本部情報通信・エネルギー研究所長）
粕川 秋彦	シニア・フェロー

- (注) 1. シニア・フェローとは、当社が平成23年度に導入した「プロフェッショナル制度」において、国際的に通用する高度な専門知識により、当該専門領域における創造的で斬新なビジョン・中長期の方向性を提案するとともに、その専門性の伝承および後進の育成を行う人材として認定された執行役員と同等待遇の専門職のことで、
2. 平成28年4月1日付で、吉田政雄氏が代表権を返上し、新たに小塚崇光氏および小林敬一氏が代表取締役役に就任しております。

(2) 社外役員に関する事項

1) 社外役員の主な活動状況

1 社外取締役

氏名	取締役会出席状況 (出席率)	発言の状況
藤田 純孝	21回中21回 (100%)	商社の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、中期経営計画策定、コーポレートガバナンス、設備投資、事業再編案件、財務会計、グループ企業管理などに関する議案を中心に、グループ・グローバル経営の視点から活発に発言を行っております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員および社外役員会議 ^(注1) の幹事社外役員としても活動しております。
相馬 信義	21回中21回 (100%)	グローバルに展開する非鉄金属メーカーの経営者としての豊富な知識・経験に基づき、中期経営計画策定、コーポレートガバナンス、海外展開、営業戦略などに関する議案を中心に、グループ・グローバル経営の視点から活発に発言を行っております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。
塚本 修	21回中21回 (100%)	経済産業省における産業政策分野での豊富な知識・経験に基づき、中期経営計画策定、コーポレートガバナンス、研究開発、事業再編などに関する議案を中心に、経済政策や市場動向を踏まえて活発に発言を行っております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。
寺谷 達夫	15回中15回 (100%) ^(注2)	長年にわたる自動車の設計開発などを通じた自動車部品事業に関する豊富な知識・経験に基づき、中期経営計画策定や事業運営に関する議題を中心に、特に自動車部品事業およびエレクトロニクス分野における技術や市場動向を踏まえて活発に発言を行っております。

- (注) 1. 社外役員間での客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るため、当社では当該事業年度より、社外役員会議を開催しており、当該事業年度においては、2回開催いたしました。
2. 社外取締役の寺谷達夫氏は第193回定時株主総会において新たに選任されたため、出席対象となる取締役会の回数が他の社外取締役と異なります。

2 社外監査役

氏名	出席状況		発言の状況
	取締役会 (出席率)	監査役会 (出席率)	
藤田 讓	21回中20回 (95.2%)	10回中10回 (100%)	金融機関の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、事業投資、コンプライアンスに関する議案を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。 また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。
工藤 正	21回中20回 (95.2%)	10回中10回 (100%)	金融機関の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、コーポレートガバナンス、投資・出資、コンプライアンスに関する議案を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。 また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。
頃安 健司	21回中21回 (100%)	10回中10回 (100%)	長年にわたる法曹としての企業法務および企業経営に関する豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、コーポレートガバナンス、海外工場における労務問題、安全・コンプライアンスに関する議案を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。 また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。

2) 当該事業年度における当社の不当・不正な業務執行に関する対応の概要

該当する事実はありません。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

(3) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

1 当社の役員報酬決定の方針および役員報酬の概要

当社では、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会が、取締役会の委任に基づき、役員の報酬等に関する方針や制度について審議、決定しております。同委員会が定めた当社の役員報酬の決定に関する方針は、「役員報酬は、当社グループが企業価値を増大させ、事業活動を通じて社会に貢献しながら持続的に発展していくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たすことを可能ならしめる内容のものとする。」となっております。

同方針に基づく当社の役員報酬は、役位ごとの基準額をベースに、会社への貢献度等に応じて決定した額を毎月金銭で支給する月例報酬と、各事業年度の連結当期純利益から算出された総支給額を原資として、各人の役位ポイントにより算出された個人別支給額を年一回金銭で支給する業績連動報酬の2つで構成されております。なお、取締役に対しては月例報酬と業績連動報酬(社外取締役は除く)を、監査役に対しては月例報酬のみを支給することにしております。

2 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 員	支 給 額			備 考
		月例報酬総額	業績連動報酬総額	計	
取締役 (うち社外取締役)	15名 (4名)	412百万円 (44百万円)	12百万円 (一)	424百万円 (44百万円)	取締役報酬限度額(総額)は年額600百万円
監査役 (うち社外監査役)	7名 (3名)	122百万円 (29百万円)	— (一)	122百万円 (29百万円)	監査役報酬限度額(総額)は年額130百万円
計 (うち社外役員)	22名 (7名)	534百万円 (73百万円)	12百万円 (一)	546百万円 (73百万円)	—

- (注) 1. 上表備考欄の取締役報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
 2. 上表の支給人員および支給額には、当該事業年度に退任した取締役3名、監査役1名を含んでおります。
 3. 業務執行取締役の報酬の一部を業績連動分としておりますが、平成27年度業績連動報酬は、所定の計算式に基づき算出した結果、表中に記載のとおり12百万円となりました。

3 役員報酬体系の改定について

当社では、社外取締役および監査役以外の役員等への報酬について、業績への連動性をより高めるとともに、中長期的な企業価値の向上にも資するような報酬体系とするべく、指名・報酬委員会の決定に基づき、固定額で支給される部分を減額し、業績に連動して支給額が増減する部分が増えるように役員報酬体系を改定し、これを平成28年7月以降に支給する役員報酬から適用することを予定しています。改定後の役員報酬体系は、基本報酬、短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬から構成され、各報酬の概要は次のとおりです。

報酬制度	概要
基本報酬 (固定額)	取締役、監査役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給される報酬で、経営の監督と業務執行といった役割の違いや役位に応じて決定した固定額を、毎月金銭で支給します。
短期業績連動報酬 (支給率：0～200%)	社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給される報酬で、指名・報酬委員会において、個々の役員を対象に前事業年度における担当部門の事業計画達成度 ^(※) や施策の実施状況などを評価したうえで決定した額を、毎月金銭で支給します。 ※中期経営計画に沿って策定する重要業績評価指標 (Key Performance Indicators) を使用して評価します。ただし、会長、社長および本部部門担当者については、全社業績に連動した指標を用いて評価します。
中長期業績連動報酬 (支給率：0～100%)	社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェロー (以下、「取締役等」 ^(※1)) といいますが、に支給される報酬で、株式報酬制度 (以下、「本制度」といいます) をその内容としています。本制度では、当社が拠出する金員を原資として信託を通じて取得された当社株式等が、取締役等に対して支給されます。 本制度においては、3事業年度毎の期間を1単位対象期間とし、当社は、取締役等への報酬として、対象期間毎に3億5千万円を上限とする金員を信託へ拠出します。取締役等は、当社株式等の支給を受ける権利の基礎として、役位に応じて予め定められた数のポイントを毎年付与されます ^(※2) 。付与されたポイントは、各対象期間の終了後に、対象期間中の当社株価変動率とTOPIX (東証株価指数) 変動率の比較基準ならびに対象期間における当社の1株当たり配当金の累計額基準に従い、一定の場合にはポイント数の減点調整がなされたうえで、当社株式等の支給を受けることができるポイントとして確定します。 取締役等は、原則としてその退任時に、在任中に確定したポイント数に応じた当社株式等の支給を信託から受けます。 (※1) 海外在住者は、本制度の対象外とし、代わりに、同制度における報酬と同等額の報酬を、その退任時に金銭にて支給します。 (※2) 対象期間毎に取締役等に付与される総ポイント数は、1,750,000ポイントを上限とし、1ポイント当たり当社普通株式1株に対応します。本制度の有効期間中に、株式分割・株式併合等が行われた場合には、分割比率・併合比率等に応じたポイントの調整が行われます。

- (注) 1. 取締役に対する基本報酬および短期業績連動報酬は、平成18年6月29日開催の第184回定時株主総会決議に基づく取締役報酬限度額である年額600百万円の範囲内で支給されます。また、監査役に対する基本報酬は、平成26年6月25日開催の第192回定時株主総会決議に基づく監査役報酬限度額である年額130百万円の範囲内で支給されます。
2. 上表中の支給率は、制度毎に定めた標準報酬水準額を100%とした場合に、業績連動評価により実際の報酬額が変動する割合を示しています。

本報酬体系の改定は、平成28年6月開催予定の当社第194回定時株主総会において、中長期業績連動報酬の内容となる株式報酬制度が承認されることを、効力発生の条件としております。株式報酬制度の導入当初の対象者は、同定時株主総会で会社提案の取締役選任議案が承認された場合、取締役7名ならびに執行役員14名およびシニア・フェロー3名の計24名となる予定です。改定後の報酬体系において、報酬総額に占める業績連動報酬の割合は、役位により異なるものの、概ね3割乃至5割となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	220百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	207百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	82百万円

(注) 当社および当社の子会社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記②および③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお、当社の重要な子会社のうち、FCM(株)ほか13社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、経理部門や会計監査人等から必要な情報を収集し、監査計画や監査方法等に関する説明を受けるとともに、前期の監査実績や遂行状況との比較検討、および報酬の前提となる見積の算出根拠等に関する妥当性を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項以外の非監査業務として、会計アドバイザー業務等を委託しております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、監査役会は、以下のとおり定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合など、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。

(6) 会計監査人が過去二年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要は以下のとおりです。

- ① 処分の対象者
新日本有限責任監査法人
- ② 処分の内容
 - ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
 - ・業務改善命令(業務管理体制の改善)
- ③ 処分理由
 - ・他社の財務書類の監査において、上記監査法人所属の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
 - ・上記監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、次のとおり基本方針を定めております。

当社および当社グループは、事業環境や市場の変化に機動的に対応した事業運営を行い意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、以下の方針と体制によって、経営の健全性の維持、向上に努め、企業価値の増大を図る。

1 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「古河電工グループ理念」「古河電工グループCSR行動規範」を倫理法令遵守の基本とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、CSR・リスクマネジメント委員会、総務・CSR本部を中心に、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
- ② コンプライアンス活動の浸透と継続を図るため、各事業部門長等をコンプライアンス責任者とし、主要部門においては、部門リスク管理推進者を置き、各部門内でのコンプライアンス活動を効果的に推進する。
- ③ カルテル行為等の再発防止のため、独占禁止法、各国競争法に関する教育・啓蒙活動を継続し、同業他社との接触、価格決定プロセスに関する統制を強化するとともに、定期的に外部専門家の助言を受ける等、監視を徹底する。
- ④ コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を活用し、通報があった事案については、通報者保護との調和を図りつつ、総務・CSR本部CSR推進部および関係部門が適正かつ迅速に対応し、これらの状況を取締役会へ報告する。
- ⑤ 監査部は、内部監査部門として、各部門の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を経営層へ報告する。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては「古河電工グループCSR行動規範」第7項の4で示した基本的な考え方（毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する）に基づき、総務・CSR本部人事総務部を統轄部署として徹底した対応を行う。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」その他の社内規程に基づき保管する。
- ② 取締役の職務執行に係るものを含む各種情報については、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規程に基づき管理するとともに、情報資産としての重要性和保護の必要性の観点からも適正に取扱う。

3 当社の損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されうるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、取締役会へ報告される体制を構築する。
- ② 各業務執行部門におけるリスク管理状況については、監査部の内部監査の対象とし、その結果を定期的に取り締り報告する。
- ③ 「リスク管理・内部統制基本規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、効果的なリスク管理体制を構築するため、取締役会の下に、社長を委員長とするCSR・リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業運営上のリスク全般を把握し、その評価と管理方法の妥当性について検証する。
- ④ CSR・リスクマネジメント委員会は、各種のリスクのうち、品質管理、安全、環境、防災・事業継続マネジメントなどにつき特別委員会を設置して、重点的にリスク管理体制を強化する。

4 財務報告の適正性を確保するための体制

「リスク管理・内部統制基本規程」に基づき、「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備、評価』に関する基本方針」(J-SOX対応基本方針)を定めるとともに、構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にする。

5 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、各事業部門長等は、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取り締役会へ報告する。また、この結果は、報酬等の評価に適正に反映されるものとする。
- ② 取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については、付議基準を詳細かつ具体的に定めるとともに、「業務執行責任者等の職務権限等に関する規程」により、各事業部門長等の職務権限と担当業務分掌の明確性を確保する。
- ③ 部門長の職務分掌についても、「基本職務分掌規程」および「職務上の責任と権限に関する規程」に基づき、組織変更等に対応して、常に見直しがなされる仕組みを構築する。

6 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「グループ経営管理規程」に基づき、子会社毎の管理責任者を定め、子会社に対し経営状況を把握するために必要となる情報の定期報告を求め、経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。
- ② 中期経営計画および単年度予算において、子会社の達成すべき経営目標を具体的に定め、管理責任者は、その達成状況を定期的に取り締役会へ報告する。
- ③ 「リスク管理・内部統制基本規程」において当社グループにおけるリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、CSR・リスクマネジメント委員会において、当社グループの事業運営上のリスクを把握し、その管理方法の妥当性について検証する。
- ④ 「古河電工グループ理念」「古河電工グループCSR行動規範」に基づき、「コンプライアンスに関する規程」において子会社に対しコンプライアンス責任者の設置を義務づける。また、総務・CSR本部が中心となり、子会社に対し、リスク管理、内部統制、コンプライアンスに関する教育の実施や助言、指導を行う。
- ⑤ 主要な子会社へは、非常勤役員を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、監査部は、親会社監査部門の立場からの子会社監査を実施する。

7 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を配置する。

8 前号の使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行う。
- ② 補助使用人は、「監査役補助使用人の取扱い内規」により、取締役からの独立性が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

9 当社および子会社の取締役または使用人による当社の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役が監査のために必要と判断する会議および資料については、常時出席、閲覧が可能な体制を維持する。
- ② 当社および子会社の内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部門長が適宜監査役へ報告する。
- ③ 取締役および各部門長は、当社および子会社において、「会社に著しい損害を及ぼす事実」または「取締役の法令・定款に違反する重大な事実」を発見したとき、「内部通報制度による通報内容」の調査を実施したとき、「行政当局等からの指摘、処分等」を受けたときは、速やかに監査役へ報告する。
- ④ 監査役は、当社および子会社の取締役および使用人に対し、業務執行に関する事項について報告を求めることができる。

10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への前号の報告を行った当社および子会社の役員が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことについて、「古河電工グループCSR行動規範」および「コンプライアンスに関する規程」に定める。

11 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし社内に周知徹底するとともに、監査状況についても、定期的に社長および取締役会が報告を受ける。
- ② 監査役監査基準を取締役および従業員に周知し、監査役監査の重要性等についての社内の認識・理解を深める。
- ③ 内部監査部門の強化を図り、監査役との連携を密にする。
- ④ その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役および使用人は誠実に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制に関する運用状況の概要

1 コンプライアンス遵守およびリスク管理に関する事項

- ① 社長を委員長とするCSR・リスクマネジメント委員会を、当該事業年度において2回開催しました。同委員会では、当社グループにおける、コンプライアンス教育の実施、会計処理事務、内部通報制度の運用、事業継続計画の進捗など、リスク管理の状況が確認されるとともに、改善が必要な事項について、その対応策を審議・決定しています。また同委員会の活動状況は、取締役会に報告されています。
- ② CSR・リスクマネジメント委員会の特別委員会である古河電工グループ品質管理委員会を当該事業年度においては4回開催し、重大な品質トラブルの発生や顧客クレーム等に関する情報を収集しています。また、必要に応じて、事業部門および関係会社に対し、品質管理体制の改善策を指導しています。
- ③ 当該事業年度においては、本社および支社において、競争法・贈収賄規制セミナーを開催しました。また、内部通報された事項に対しては、必要に応じて外部専門家と相談のうえ、適宜対応しています。
- ④ 内部監査部門である監査部による各業務執行部門に対する業務監査の結果は、被監査部門長へ報告されるとともに、その概要は社長を含む経営層および監査役に報告されています。

2 取締役の業務執行における効率性確保に関する事項

- ① 当該事業年度においては、21回の取締役会を開催しました。取締役会においては、重要な業務執行の決定や年度予算などの経営目標の達成状況を確認するとともに、平成28年度から開始する次期中期経営計画の策定およびコーポレートガバナンスなど、経営に関する基本事項について審議を行いました。
- ② 業務執行の成果を業務執行取締役および執行役員の個人別月例報酬に適正に反映させるため、社外役員3名を含む5名の委員で構成される指名・報酬委員会が、前事業年度における経営目標の達成状況に応じて報酬額を決定しました。

3 財務報告の適正性に関する事項

会社法改正に伴い、「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備、評価』に関する基本方針」(J-SOX対応基本方針)を改正しました。同基本方針に基づき実施した内部統制の整備状況に関する評価結果は取締役会に報告されるとともに、内部統制報告書の提出に際しては取締役会の承認を得ています。

4 企業集団における業務の適正に関する事項

- ① 子会社毎に年度予算を設定し管理しているほか、子会社の経営等に関し重要なものとして当社付議・報告基準で定める事項は、当社取締役会、経営会議等において審議しています。
- ② 国内子会社を対象としたグループ・コンプライアンス総括会議を開催し、コンプライアンスやリスク管理などグループ共通の内部統制に関する重要事項について、各社の活動状況の情報共有を行うとともに、中国子会社向けに競争法・贈収賄規制セミナーを開催するなどのコンプライアンス教育を実施しました。また、必要に応じて、子会社に対し内部統制体制の改善を指導しています。
- ③ 子会社の規模や重要性を勘案して当社役職員を当該子会社の取締役や監査役として派遣し、業務執行の監督を行っています。

5 監査の実効性確保に関する事項

- ① 監査役は、取締役会のほか、経営会議、CSR・リスクマネジメント委員会その他の重要な会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。
- ② 監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画および監査結果を取締役に報告しています。また、国内関係会社の監査役、監査部門等との連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を図っています。
- ③ 当該事業年度においては、10回の監査役会を開催し、監査役間の意見交換・情報共有を行いました。また、監査役会では、四半期および期末毎に、会計監査人より監査計画および会計監査結果の報告(四半期レビュー・期末決算毎)を受けています。
- ④ 会社法改正およびコーポレートガバナンス・コードの制定に対応して、監査役監査基準および内部統制システムに係る監査の実施基準を監査役会決議に基づき改定しました。
- ⑤ 監査役の要請に基づき、監査役補助使用人を2名配置しています。

以上

(注) 本報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を百万円単位の場合は切り捨て、億円単位の場合は四捨五入して表示しております。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第194期 (平成28年3月31日現在)	第193期(ご参考) (平成27年3月31日現在)	科目	第194期 (平成28年3月31日現在)	第193期(ご参考) (平成27年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	364,030	368,818	流動負債	299,341	287,149
現金及び預金	52,504	30,010	支払手形及び買掛金	100,398	110,404
受取手形及び売掛金	187,028	190,431	短期借入金	113,081	96,749
有価証券	15	19	社債	10,000	10,000
商品及び製品	29,561	36,479	未払法人税等	4,390	1,408
仕掛品	29,027	28,238	繰延税金負債	53	56
原材料及び貯蔵品	34,578	34,726	製品補償引当金	3,008	1,601
繰延税金資産	5,292	4,209	訴訟等損失引当金	7,123	—
その他	27,433	46,064	災害損失引当金	—	114
貸倒引当金	△ 1,412	△ 1,360	その他	61,284	66,814
固定資産	341,694	365,307	固定負債	207,796	232,232
有形固定資産	196,544	199,217	社債	20,000	30,000
建物及び構築物	215,242	210,430	長期借入金	114,764	137,783
機械装置及び運搬具	448,824	449,949	繰延税金負債	1,808	2,423
工具、器具及び備品	70,756	70,184	退職給付に係る負債	51,058	43,486
土地	37,490	39,845	環境対策引当金	10,345	10,495
リース資産	4,765	4,518	資産除去債務	543	573
建設仮勘定	12,088	17,237	その他	9,276	7,470
減価償却累計額	△ 592,623	△ 592,948	負債合計	507,137	519,382
無形固定資産	8,516	9,027	(純資産の部)		
のれん	3,768	3,879	株主資本	180,894	173,849
その他	4,747	5,147	資本金	69,395	69,395
投資その他の資産	136,633	157,062	資本剰余金	21,466	21,467
投資有価証券	109,028	132,124	利益剰余金	90,313	83,265
出資金	5,155	6,996	自己株式	△ 280	△ 278
長期貸付金	1,609	877	その他の包括利益累計額	△ 7,731	16,892
退職給付に係る資産	4,660	4,177	その他有価証券 評価差額金	14,070	21,590
繰延税金資産	6,855	3,090	繰延ヘッジ損益	△ 1,391	516
その他	11,846	11,940	退職給付に係る 調整累計額	△ 13,917	△ 9,293
貸倒引当金	△ 2,522	△ 2,142	為替換算調整勘定	△ 6,492	4,078
資産合計	705,725	734,125	非支配株主持分	25,424	24,001
			純資産合計	198,587	214,743
			負債及び純資産合計	705,725	734,125

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	第194期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第193期 (ご参考) (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
売上高	874,879	867,817
売上原価	733,943	741,076
売上総利益	140,935	126,741
販売費及び一般管理費	113,819	108,867
営業利益	27,116	17,873
営業外収益	5,874	7,147
受取利息及び配当金	2,435	2,270
持分法による投資利益	—	1,855
償却債権取立益	1,108	—
その他	2,330	3,021
営業外費用	14,281	6,422
支払利息	3,715	3,993
為替差損	2,084	60
持分法による投資損失	5,684	—
その他	2,795	2,368
経常利益	18,710	18,598
特別利益	21,864	15,661
固定資産処分益	19,576	1,182
投資有価証券売却益	1,680	6,563
その他	606	7,915
特別損失	19,193	18,091
固定資産処分損	697	539
減損損失	995	1,346
事業構造改革費用	733	957
損害賠償金	3,327	1,667
訴訟等損失引当金繰入額	7,152	—
その他	6,287	13,579
税金等調整前当期純利益	21,380	16,168
法人税等合計	7,939	6,693
法人税、住民税及び事業税	6,942	3,736
過年度法人税等	717	—
法人税等調整額	280	2,956
当期純利益	13,440	9,475
非支配株主に帰属する当期純利益	3,433	2,120
親会社株主に帰属する当期純利益	10,007	7,355

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第194期 (平成28年3月31日現在)	第193期(ご参考) (平成27年3月31日現在)	科目	第194期 (平成28年3月31日現在)	第193期(ご参考) (平成27年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	188,107	174,649	流動負債	146,180	124,777
現金及び預金	864	592	支払手形	670	735
受取手形	4,608	4,384	買掛金	64,908	64,180
売掛金	85,336	87,419	短期借入金	45,399	18,701
商品及び製品	2,908	3,668	社債	10,000	10,000
仕掛品	13,623	12,941	リース債務	15	554
原材料及び貯蔵品	7,325	7,387	未払金	10,540	16,617
前渡金	15	82	未払費用	11,079	12,386
前払費用	674	492	未払法人税等	1,729	—
繰延税金資産	1,802	1,615	前受金	301	113
未収法人税等	—	741	製品補償引当金	655	526
短期貸付金	53,246	36,557	災害損失引当金	—	51
未収入金	17,316	18,595	設備関係支払手形	12	8
その他	399	212	その他	867	901
貸倒引当金	△ 15	△ 41	固定負債	149,291	171,953
固定資産	227,281	256,325	社債	20,000	30,000
有形固定資産	61,913	70,176	長期借入金	86,176	110,426
建物	28,851	27,277	リース債務	24	13
構築物	2,530	2,360	退職給付引当金	15,729	15,105
機械装置	11,401	10,468	環境対策引当金	10,256	10,370
車輛運搬具	47	84	関係会社事業損失引当金	14,968	—
工具器具備品	1,453	1,307	繰延税金負債	—	4,186
土地	14,340	22,137	資産除去債務	414	414
リース資産	36	21	その他	1,722	1,436
建設仮勘定	3,250	6,518	負債合計	295,472	296,731
無形固定資産	1,243	1,300	(純資産の部)		
ソフトウェア	853	900	株主資本	107,937	115,584
施設利用権	0	0	資本金	69,395	69,395
特許権	25	32	資本剰余金	21,467	21,467
その他	364	368	その他資本剰余金	21,467	21,467
投資その他の資産	164,124	184,847	利益剰余金	17,319	24,966
投資有価証券	31,625	42,803	利益準備金	635	423
関係会社株式	94,883	106,855	その他利益剰余金	16,684	24,542
関係会社出資金	27,225	30,330	繰越利益剰余金	16,684	24,542
関係会社長期貸付金	35	71	自己株式	△ 244	△ 243
前払年金費用	3,868	3,460	評価・換算差額等	11,977	18,658
繰延税金資産	1,696	—	その他有価証券評価差額金	11,971	18,778
その他	7,475	7,328	繰延ヘッジ損益	6	△ 119
貸倒引当金	△ 2,686	△ 6,002	純資産合計	119,915	134,243
資産合計	415,388	430,974	負債及び純資産合計	415,388	430,974

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第194期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第193期 (ご参考) (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
売上高	398,851	417,426
売上原価	362,630	388,113
売上総利益	36,221	29,313
販売費及び一般管理費	30,753	30,572
営業利益又は営業損失 (△)	5,467	△ 1,258
営業外収益	9,045	8,380
受取利息及び配当金	7,345	8,021
その他	1,700	358
営業外費用	2,320	2,377
支払利息	1,611	1,821
その他	709	556
経常利益	12,192	4,744
特別利益	14,529	11,910
固定資産処分益	12,908	992
投資有価証券売却益	1,594	6,075
退職給付信託設定益	—	3,600
その他	27	1,241
特別損失	32,432	11,547
固定資産処分損	230	153
貸倒引当金繰入額	241	2,616
関係会社事業損失引当金繰入額	13,786	—
関係会社株式評価損	15,688	2,400
減損損失	3	184
事業構造改革費用	691	161
損害賠償金	77	1,667
その他	1,714	4,363
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△ 5,710	5,107
法人税、住民税及び事業税	2,236	△ 192
法人税等調整額	△ 2,419	984
当期純利益又は当期純損失 (△)	△ 5,527	4,314

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

古河電気工業株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 入 正 幸 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 黒 一 裕 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 哲 也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河電気工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

古河電気工業株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 入 正 幸 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 黒 一 裕 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 哲 也 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電気工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第194期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第194期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

なお、当社は、自動車部品取引に関し、ブラジル競争法当局の調査を受けているほか、電力ケーブル事業を営む(株)ビスキャスに対して、ブラジル競争法当局による調査が行なわれています。また、当社および当社子会社は、自動車部品カルテルに関して米国で集団訴訟の被告となっているほか、競争法違反行為に関して、一部の顧客などから、損害の賠償を求められています。これらは、事業報告に記載のとおり、いずれも過去の行為に起因するものであり、現時点においてはこれらの行為は行われておりません。なお、当社グループにおいては、独占禁止法・競争法のみならず、贈収賄防止等、他の法領域を含む近時の各国・地域における規制強化に対応すべく、役職員への教育の充実や内部監査部門によるモニタリング強化といった活動をグループ全体で展開し、コンプライアンスの徹底に努めていることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

古河電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役	伊 藤 隆 彦	印
常勤監査役	櫻 日出雄	印
常勤監査役	佐 藤 哲 哉	印
社外監査役 (非常勤)	藤 田 讓	印
社外監査役 (非常勤)	工 藤 正	印
社外監査役 (非常勤)	頃 安 健 司	印

以 上

株主総会会場略図

開催日時 平成28年6月27日(月曜日) 午前10時
(受付開始:午前9時)

開催場所 ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階「コンベンションホール」
東京都港区芝公園四丁目8番1号 電話(03)5400-1111(代表)

昨年までの会場でありました東京プリンスホテルとは別のホテルです。
お間違いのないようご注意ください。



最寄駅
のご案内

- 都営地下鉄 三田線 「芝公園駅」 A4出口 より東エントランス経由、会場まで徒歩約6分
- 都営地下鉄 大江戸線 「赤羽橋駅」 赤羽橋口 より南エントランス経由、会場まで徒歩約8分
- JR山手線・京浜東北線 「浜松町駅」 北口 より東エントランス経由、会場まで徒歩約15分
- 都営地下鉄 浅草線 「大門駅」 A6出口 より東エントランス経由、会場まで徒歩約10分

▶お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

古河電気工業株式会社

<http://www.furukawa.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。